

## ユーロの現状と課題 ——レギュレーション理論の観点から

井 上 泰 夫

### はじめに

以下では、本稿の課題である、レギュレーション理論の観点からユーロの現状と課題について考察を加えるというテーマにしたがって、つぎのように議論を進める。まず、ユーロはスタートしたばかりであり、現在進行中の事態であるだけに、大変興味深い半面、生のテーマを取り扱う際に固有の難しさが存在する。他方、このテーマをレギュレーション理論の観点からどう考察することができるか、という問い合わせるためには、先ず以て、レギュレーション理論について一定の理解を確定しておく必要がある。したがって、以下ではレギュレーション理論の基本的な性格について一瞥したのちに本論に入ることにする。

### 1. レギュレーション理論とは……

現代経済学と呼ばれる学問分野は複数の伝統的な理論的パラダイムによって支えられている。主要なパラダイムとは、ケインズ理論、新古典派理論、そしてマルクス理論である。レギュレーション理論とは何か、と問われれば、このような伝統的な理論体系に代替すべく立案された考え方であるとひとまず言えるだろう。現段階では、あくまで、そのような考え方であり、それが文字通り、確固たる理論にまで抽象レベルで昇華できるか否かは今後の展開にかかっている。そういう意味で未だ発展途上段階にある、やっと成人年齢に達したばかりのアプローチである。

支配的な経済学への批判に関して言えば、経済学の前提となっている「ホモ・エコノミクス」がまず問題となる。それは、合理的な行動、価値判断をつねに実現できるような普遍的な人間像である。したがって、それはきわめて不可解であり、ときには無駄な行動を実現することもある生身の、具体的な人間像とはまったく異なっている。伝統的な経済学にとり、こうした生身の人間像とのズレは大した問題ではない。なぜなら、こうしたズレをカバーすべく、理論的な手直しを事後的に付加すればよいから

である。

とはいえる、こうした理解は、現実の経済の動きについても固有の見方を生み出すことになる。固有の見方とは、現実の経済をつねに、理想的な市場経済システムという物差しに合わせて考察するということである。この理想的な状態を支えているのは、ホモ・エコノミクスの合理的な行動があらゆる社会で、連鎖的に波及していくという事態である。そうなると、市場経済システムは個々の合理的な主体のミクロ的な行動の積み重ねにすぎなくなるし、さらに、このシステムを混乱に導くような攪乱要因は、原初的に、そもそも内生的に存在しないことになる。したがって、システムの混乱はもっぱら外生的な要因によって説明されることになる。例えば、1970年代のニクソン・ショック、あるいは石油ショックがそうであった。こうした見方に対して、現在ではミクロ・レベルでの経済的人間のもつ情報の非対称性に着目して議論を展開する潮流が存在する。ゲーム理論の応用分野であり、完全な情報の入手・波及を前提としないような分析が進められている。それは、旧来のアプローチとは異なっていて、たしかに現実の具体的な人間への接近である。だが、この分析が含意しているのは、結局、ミクロ・レベルでの人間の行動のパターンの分析であり、諸個人・主体の取りうる戦略、戦術、あるいはそれらの絡み合いである駆け引きのレベルに終始しているのである。そこからは、社会的に大きなインパクトを与えるような大きな出来事、諸集団、諸階層間の錯綜した利害の対立と収斂というようなマクロ・レベルに関わるような問題関心は生じてこないのである。

こうした見方とは対照的に、レギュレーション理論が狙うのは、主として社会的、マクロ的、さらには歴史的なインパクトを持つような出来事である。広く言えば、近年における近代的な科学的合理性への内在的な批判を目指している複雑性の考え方をレギュレーション理論は共有している。その理論的な含意は広大であり、西欧的な物の見方の根底にある、デカルト以来の合理性の問い合わせが今始まっているのである。

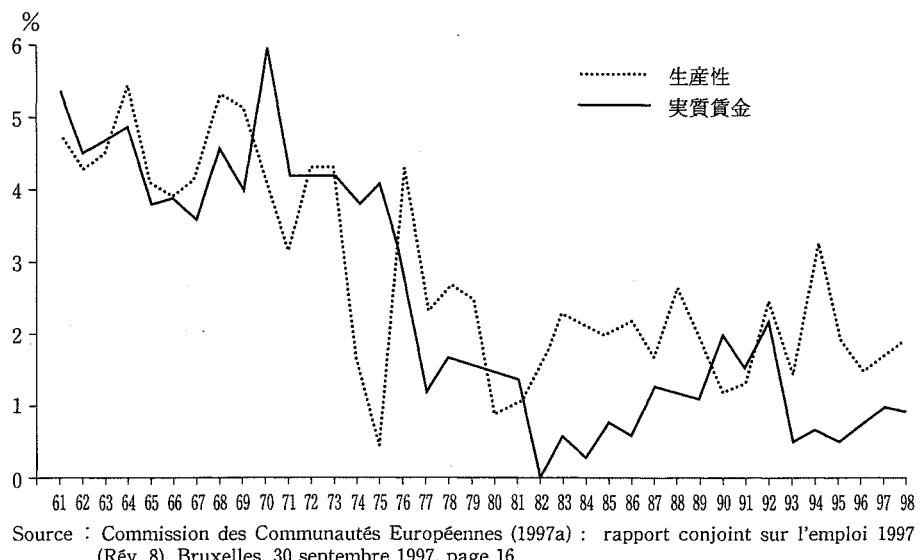
方法論的な前提是ひとまず撇くとして、図表1を参照されたい。

このグラフは、20世紀後半のヨーロッパ諸国(EU)における労働生産性と実質賃金の変化率をフォローしたものである。この図からただちに次のことを指摘することができる。1970年代初めまで、生産性と実質賃金の変化率は階調的であり、しかも歴史的な高水準を記録していた。これに対して、1970年代半ばには極端な生産性の伸びの落ち込みが存在するのであり、これ以降、低水準を長期的に余儀なくされる。実質賃金の動きはさらに劇的であり、1980年代には生産性の伸びを大きく下回る時期が持続することになる。このように見るならば、1960年代から1970年代初めまでの「高賃金・高生産性」の時期は改めて特異な時期であることが浮き彫りにされる。この時期の高賃金の特異性を一層長期的に示しているのが、図表2である。

図表2が含意しているのは、主として19世紀における実質賃金の急激な動きであ

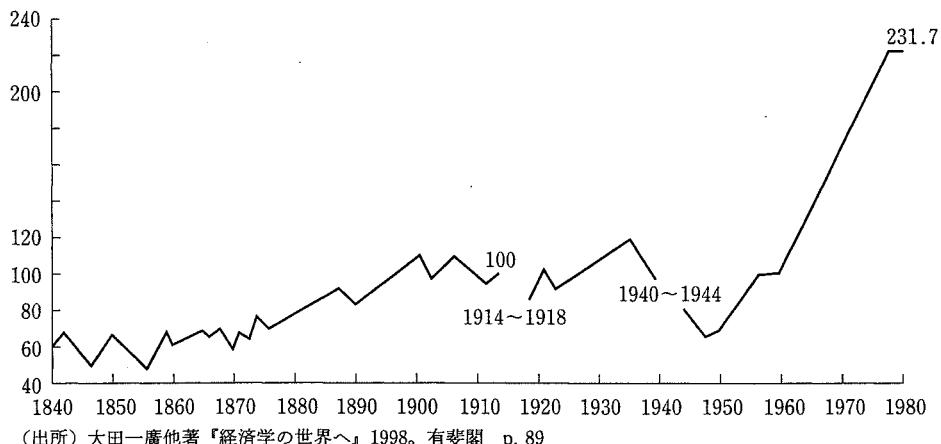
## ユーロの現状と課題

図表1 EU諸国における生産性と実質賃金の推移（1961～1997年）



Source : Commission des Communautés Européennes (1997a) : rapport conjoint sur l'emploi 1997 (Rév. 8), Bruxelles, 30 septembre 1997, page 16.

図表2 実質賃金の長期的变化（フランス、時間賃金率の購買力、1913年=100）



(出所) 大田一廣他著『経済学の世界へ』1998。有斐閣 p. 89

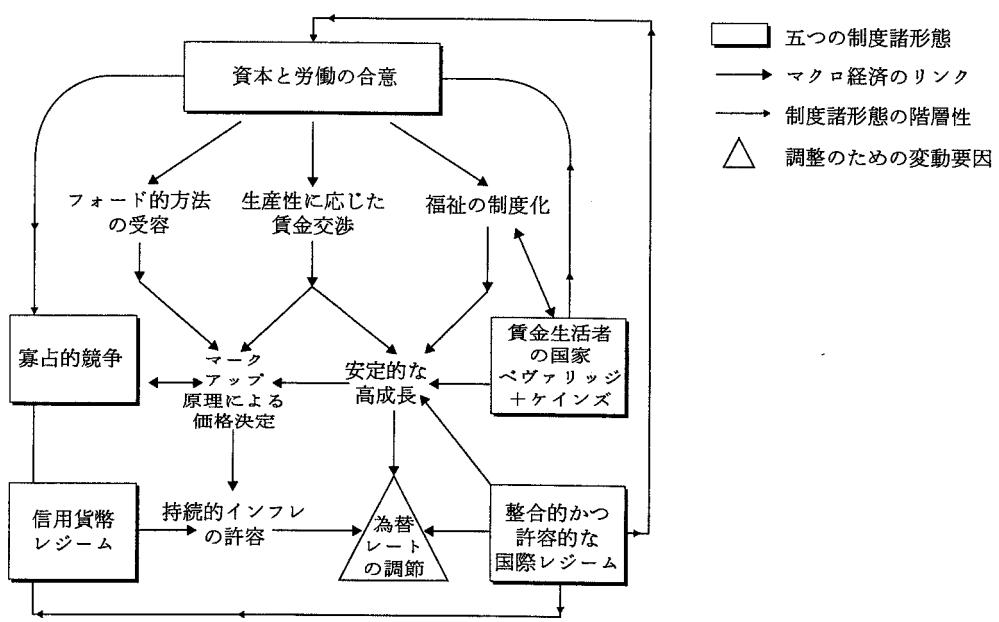
り、景気変動に応じて実質賃金の水準が大きく乱高下している。この傾向は20世紀前半においても変わらないが、賃金水準が歴史的に上昇している。このような上昇は、20世紀初めにおける労働生産性の伸びの上昇にともなうものである。生産性の急上昇を可能にしたのは、技術水準のレベルアップであり、また、F・テーラー、H・フォードによる画期的な経営管理方式の導入であった。

これらの事実を共有するならば、そこからレギュレーション理論が元来取り組もうとした問題状況を指摘することができる。つまり、現実的には第2次世界大戦後の戦後復興の時期を経てすぐに始まった、あの「黄金の30年」(1945-1975)における高成長

はなぜ可能であったのか。そして、それは、1970年代に入ってなぜ停滞するに至ったのか。問題となったのは、歴史的な事後的、記述的説明ではなく、あくまで一定の因果関係を明らかにすることであった。その結果明らかになったのが、特定のマクロ経済循環の動きであった。それは、大量生産方式の先駆者であるH・フォードの名を借りて、「フォード主義」的蓄積体制と命名されたのである。レギュレーション理論が問題にする以前から、フォーディズムという言葉は存在したが、それは文字通り、ミクロ的な個別企業における経営方式、生産管理を指示する言葉として普及していた。これに対してここでは、あくまでマクロ的、歴史的な含意を問題にしているのである。ここでは経済理論的な説明を捨象するとすれば、その説明はつぎのように図示することができる。

フォーディズムにおける社会的・経済的安定が可能になったのは、実は資本と労働の間につぎのような合意が事後的にせよ実現したからであった。その合意とは、労働側がフォード的な生産方法、生産管理を受け入れる代わりに、労働生産性の伸びに応じた賃金交渉が実現したのであり、また、社会福祉が制度化されることになった。かくして、黄金の30年を主導することになる主要な3人が登場したのだった。その3者とは、先に述べたH・フォード、そしてベバリッジ、ケインズであった。マクロ的な需要の管理をめぐってケインズ的な財政・金融政策はきわめて安定的な経済管理に貢献することになる（ファイン・チューニング）とはいえ、あくまで、マクロ経済のエ

図表3 第二次世界大戦後の資本・労働の合意が他の社会経済的制度を規定する



(出所) R. ホワイエ著『世界恐慌 診断と処方箋』1998 藤原書店 p. 159

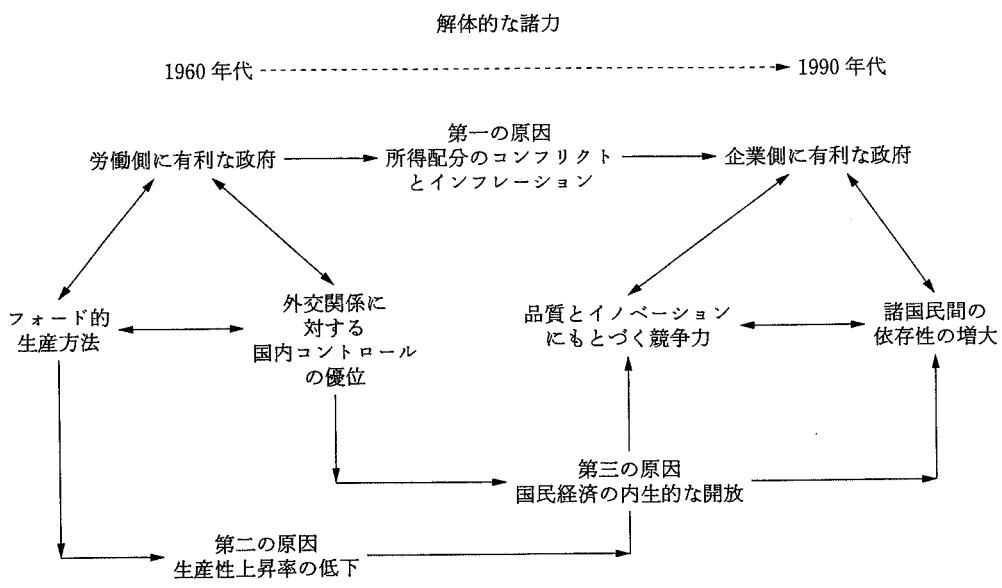
## ユーロの現状と課題

ソジン部分に相当したのは、フォード的生産システムにもとづく生産性の上昇の実現、その社会的な波及であったことに注意する必要がある。

こうしたフォーディズム的成長はそれ自体累積的な過程であり、エンジン部分に故障が生じない限り、安定的なシステムであった。ところが、成長体制は1970年代半ばに急転する。この転換をどう説明すべきか。図表4は、1960年代と1990年代を対比しつつ、この点を明らかにしている。

見られるように、第1の原因は、所得分配に関わっている。先の図表1を見ればわかるように、1970年代初め以降における生産性水準の停滞、低下傾向は分配における資本・労働の対立を表面化させたのだった。この対立は、1980年代における新自由主義の論調の台頭と相まって、結局、企業側の論理が優先されるような状況を生み出すことになる。第2の原因として指摘されるのが、生産性上昇率の低下である。すなわち、これまで生産性の伸びを押し上げてきた、あのテラー・フォード主義的生産システムが一転して生産性上昇益を枯渇させる要因に転化したのだった。そうなると、フォーディズムを支えた、資本と労働の合意の産物である「ギブ・アンド・テイク」の関係が当事者双方にとってもやうま味のあるものでなくなる。労働側にとって、消費・分配において「成長の果実」を獲得できないことになれば、現場での作業はますます自己疎外的になり、その結果、労働の量的、質的生産性はともに低下せざるをえなくなる。これに対して、企業側は労働側の不満、抵抗を前向きに検討するのではなく、むしろ人間ができるだけ機械・ロボット・技術によって代替させようという経

図表4 第二次世界大戦後の社会・経済レジームの崩壊の三つの原因



(出所) R. ホワイエ著『世界恐慌 診断と処方箋』1998 藤原書店 p. 163

営戦略を取るようになる。このような戦略は結果的に解雇・失業を増やすことによって、所得分配をめぐるコンフリクトを一層激化させたのだった。さらに、決定的であったのは、フォーディズムの成熟にともなう国内市場の狭隘化によって、1970年代に入り世界市場での競争が強まったことであった。これが、第3の原因であり、国民経済の開放であった。こうなると、実質賃金はフォーディズムにおけるように、安定的、規則的な上昇を続けることができなくなる。それは、①企業の明日の利潤を生み出す原資となる今日の投資を損なうことのないような水準に抑制しなければならない、と同時に、②輸出市場での競争力に不利にならないような水準に抑制しなければならない、というように、二重の縛りをかけられるようになる。

これら3つの原因是、いずれも図表1に見られるような、1970年代以降における生産性と実質賃金の伸びの低下、高成長から低成長への歴史的な転換を説明するものである。このような説明に対して、経済そのものの成熟、たとえば産業構造のサービス化が説明されていないのではないか、という疑問を指摘することが可能である。経済のサービス化はそれ自体固有の研究分野であるが、ここでは、第2次産業の停滞、第3次産業の台頭の背景にあるのは、まさしくフォーディズムによる経済の成熟であると、答えることができるだろう。

## 2. ヨーロの現状と課題

1999年1月にヨーロが為替市場に登場してから1年余りになろうとしている。単一通貨の導入をめぐっては、賛否両論を含むさまざまな論議によって通貨論争が戦われたことはまだ記憶に新しい。レギュラシオン学派の内部でもこのような論争は存在したのであり、問題意識、方法論を共有しつつも、現実の政策へのスタンスをめぐって大きく立場を異にするという事態が生まれたのだった。アメリカ合衆国の経験を念頭に置いて、超歴史的観点に立って、通貨統合を展望して、ヨーロの誕生を積極的に支持したのは、M・アグリエッタであった。現時点においてはさまざまな困難、問題を抱えているのは事実であるが、長期的な展望に立って楽観主義を主張したのだった。これに対して現在の通貨統合が孕んでいる諸問題を直視して、通貨統合への疑問を指摘したのが、R・ボワイエ、A・リピエツ、J・マジエ、B・テレたちであった。

為替市場の日々の動きにありがちな短期的な相場の上げ下げを見せるることはあっても、すでに1年以上、ドルにつぐ国際通貨としての機能を果している以上、ヨーロは明らかに一定の成功を収めている。とはいえ、そのことはただちに将来的なヨーロの安定を意味しないのであり、ここにヨーロはいわば「たゆたうような動き」を余儀なくされるだろう、あるいは「濃霧のなかでの舵取り」に取り組まざるをえないだろう、という悲観的な予測が生まれる余地が存在する。

## ユーロの現状と課題

一体このような疑問、不安感は時間とともに解消されるものなのだろうか。それとも、それは通貨統合の本質に関わる問題を意味しているのだろうか。このような観点に立って、以下では現時点における通貨統合の問題点を検討することにしよう。

### 3. 共通の財政政策なき通貨統合のリスク

たしかに為替市場におけるユーロの動きはおおむね順調であるし、通貨統合に参加しているEU 11ヶ国の通貨主権はヨーロッパ中央銀行に委譲されている。この点で、各国のナショナルな通貨主権は通貨統合の論理のなかに完全に押さえ込まれている。現状では、加盟諸国はそのように通貨主権を委譲することが自国の経済運営にとって、便益をもたらすと判断しているからである。だが、かかる政治的な妥協は本来的に不安定でもある。なぜなら、加盟11ヶ国はいずれも自国の通貨主権を完全に放棄しているわけではないからである。イギリスが現在も通貨統合への参加を躊躇しているように、通貨統合が期待したような便益を自国にもたらさないことが判明すれば、通貨統合から脱退する自由が残されている。要するに、通貨統合による制約、不都合がそれによって得られる便益を上回ることになると、当該国が通貨統合のなかに踏みとどまる理由はなくなる。

この問題の鍵を握るのは、EUの財政政策のゆくえであろう。ところが、「共通」財政政策の制度的基盤も実質的手続きをきわめて不十分である。不十分であるのは、ヨーロッパ中央銀行の創出によって象徴される金融政策と比較した場合のことである。つまり、EU共通金融政策に見合うような財政政策は未だ存在していない。実際、EUレベルでの財政予算はきわめて限定されているし、各国の財政政策を調整する制度的な場は、現在のところEU蔵相会議以外に存在しない。

このような状況のなかで今後における金融財政政策、つまり、ポリシィ・ミックスの運営を考えると、二つのシナリオを想定することができる。第1のシナリオによれば、各国間で経済政策の最低限の一致が目指される。それによって、非対称的なショックが吸収されるのであり、各国の景気循環は同時化することになる。かくして、各国の政策は事実上、調整されることになる。これは、いわば主要な障害を想定しないような、楽観的展望である。他方、第2のシナリオによれば、事情は大きくことなる。つまり、成長政策、財政政策の実施にあたって各国に一定の自由裁量が残されているために、各国の利害とEUレベルでの金融政策の縛りとの間でズレが生じうるのであり、それはコンフリクトとして表面化しかねない。したがって、対立・紛争の火種が潜在的につねに存在するのであり、現在のところ、大火に至らないようにするような制度的手続きを確立されていない。

そうだとすれば、EUの財政政策に関してどのような将来展望を想定できるだろう

か。この点に関して、ボワイエは、次のような4つの場合を想定している。第1の場合、アムステル条約がそのまま実施されるようになる。この場合、通貨・金融の安定が優先され、ポリシィ・ミックスにはそもそも重要性が付与されない。そして、各国のマクロ経済のパフォーマンスはヨーロッパ中央銀行、EU 蔵相会議、各国の自立性にしたがってさまざまな展開を見せることになる。ヨーロッパ・レベルでの主導性が發揮されない方面、各国の伝統の違いに応じて、国レベルでの緊張が強まりかねない。したがって、長期的には維持困難なケースである。第2の場合は、プラグマティズムにしたがって学習が繰り返される場合である。この場合、各国の構造政策、財政政策、金融政策の足並みを最低限揃えることが重要になる。この学習が紛争・危機に対して適切に実現すれば、マクロ経済効果はプラスになるだろうが、その反対に、危機に対して後手後手になるのであれば、各国のマクロ経済は大きな振幅を伴って変化するだろう。もちろん、政策の足並みを揃えるに際して、政策の決定者、責任者の間ではさまざまな利害の対立が予想される。中長期的には、世界経済の状況が好転し続ければ、この第2の場合は実現する可能性が高いだろう。他方、第3の場合は、プルーデンシャル・ルールがEUの財政政策にも適用されるような場合である。このルールに経済主体が一斉に従うことになれば、当然、好ましいマクロ経済結果を想定できる。そのためには、諸経済主体が相互依存し合っていることを認識する必要がある。とはいえ、中長期的には、その結果は不均等になるだろう。例えば金融政策については、このようなルールを設定し易いのに対して、労働政策に対して各国一律の政策を要求することは困難である。最後の、第4の場合は、超長期的な展望であり、ヨーロッパ連邦の形成である。そこでは、地域間の不均等発展を是正すべく、所得再分配政策が実現されるだろう。短期的には実現困難であるが、長期的な戦略としての強みを期待することができる。結局、ボワイエの整理によれば、もっとも蓋然性が高いのは、第2の場合である。そして、このプラグマティズムにもとづく学習がフランスにとって最も好ましい戦略である、と彼は結論づけている。他のケースはいずれも、短期的に明らかに問題を孕んでいるか、あるいは逆に、超長期的な展望でしかない、あるいは、フランスの伝統である国家の主導性と相入れない。

このような分析を通じて、EUの共通財政政策に関わる制度的不足、ないし不均衡を指摘することができる。共通金融政策の制度的基盤は強固に確立している以上、各国の財政政策の共通化に際しては、実質的内実を伴うような手続きを制度化する必要があるだろう。そのような制度化への道は数多くの学習効果を重ねることによってのみ前進すると言える。

#### 4. ユーロは真の貨幣たりうるか？

現在のところ、ユーロは為替市場で国際通貨のひとつとして為替取引の対象となっているが、国内ではまだ流通していない。もっとも、数カ年後には、国民通貨に代わってユーロが文字通り単一通貨として流通することが決定している。これは、既定のスケジュールであるが、はたしてこのことはユーロが真の貨幣たりうることを意味するのだろうか。

前節で述べたような共通財政政策の不在とは別に、これまでの通貨の歴史に無い実験であるユーロはつぎのような固有の問題を抱えている。それは、ユーロが政治統合に先立ってスタートしたことによる起因している。通貨史上初めての実験であるのは、まさに、通貨の歴史は政治統合のシンボルが貨幣であったからである。これに対して、ユーロは政治的信頼を未だ獲得していない。ということは、ユーロを日常利用することになる各国の市民の信頼を獲得していないことを意味する。その場合、問題となるのは、もはや各国のナショナルな市民ではなく、ヨーロッパ市民による信頼がユーロに付与されるか否か、である。ヨーロッパ統合の現状から判断する限り、ユーロが各國の通貨に取って代わることになる数カ年後に、ヨーロッパ市民が画期的に形成されているとは考えにくい。たしかにマーストリヒト条約を始め、条文レベルではヨーロッパ市民としての規定が明示されているし、人、物、資本、情報の移動の自由化のなかで従来の従来の国境の壁が日常生活レベルでかなり低くなっている。だが、他方では、いわゆる生活水準を取り上げてみても、EU内部には深刻な格差が存在する。EUの北と南では、経済成長に対する考え方をめぐっても、エコロジー問題に対応すべく低成長を志向する諸国と、中長期的に高成長の軌道を歩もうとする地中海沿岸諸国との間で、マクロ経済政策を収斂させることはそれほど容易ではない。

おそらく、ユーロが日常生活レベルで真の貨幣たりうるために人びとの信頼を得るために、質的な飛躍が必要なのであろう。いかにして、ユーロを日常の生活のなかに定着させることができるかが、その将来を決定することになるだろう。貨幣のこれまでの歴史は、政治的信頼を獲得せずに、存在し続けた貨幣は無かったことを教えている。たしかに、為替市場すでにユーロはドルに対してすでに一定の対抗力を有している。そのこと自体、これまでのドルの一極支配からの離脱であり、画期的なことである。ユーロはEU共通の通貨の城壁にとどまるのだろうか。つまり、対外的な通貨にとどまるのだろうか。そうであるだけでなく、ユーロが市民生活の内部にまで浸透して、対内的な通貨としての地位を獲得できるのだろうか。真の貨幣たりうるためのユーロの実験はまだ緒についたばかりである。

### 参考文献

- 井上泰夫『〈世紀末大転換〉を読む』1995年 有斐閣  
太田・井上・安藤・池尾・有泉 著『経済学の世界へ』1998年 有斐閣  
R・ボワイエ著、井上泰夫訳『世界恐慌 診断と処方箋』1998年 藤原書店

(本稿は、南山大学ヨーロッパ研究所主催の研究会における研究報告「ユーロの現状と課題——レギュレーション理論の観点から——」(1999年11月8日)に加筆したものである。当日、貴重な議論に参加できたことを記しておきたい。)

## 「ザビエル渡来 450 周年記念シンポジウム」 の開催に当たって

南山大学ヨーロッパ研究センター長  
リチャード・ジップル

南山大学ヨーロッパ研究センターは、1995 年 12 月の創刊号の発行以来、毎年当センターの研究成果を『南山大学ヨーロッパ研究センター報』で発表してまいりましたが、今年度で第 6 号を発行する運びとなりました。今年度の特別な行事として、1999 年 12 月 8 日にイスパニヤ科と共催で「ザビエル渡来 450 周年記念シンポジウム」を開催しました。1999 年は、フランシスコ・ザビエルが日本にキリスト教宣教のために渡来てから、450 周年になると同時に、南山大学創立 50 周年でもありました。ザビエルの渡来は日本とヨーロッパとの交流の歴史の始まりでもありますので、この記念すべき年に当り、ヨーロッパ研究センターでこの記念シンポジウムを開催することができたことは、本当に幸いに存じます。また、シンポジウムは南山大学の 50 周年記念事業の一環として開催させていただき、シンポジウムの開会に当たってマルクス学長にご挨拶をいただきました。この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。

シンポジウムの講師として、京都大学助教授エンゲルベルト・ヨリッセン先生、南山大学名誉教授青山玄先生、南山大学文学部教授丸山徹先生にお願いしてそれぞれの専門分野の観点からザビエルの渡来の意義についてお話をいただき、ヨーロッパ研究センター報に掲載させていただきました。先ず、ヨリッセン先生には、「ポルトガルの領土拡張・イエズス会の宣教活動・文化的接触と衝突」を題にザビエルの渡来の歴史的背景についてお話をいただきました。次に、丸山先生には、イエズス会の言語研究というテーマで、日本とヨーロッパの文化交流を言語学の観点からお話しいただきました。最後に、青山先生には、「フランシスコ・ザビエルの宣教の背後にいる神学思想」について、キリスト教の思想と日本の思想との接觸についてお話をいただきました。

「ザビエル渡来 450 周年記念シンポジウム」は 1993 年 12 月の開設記念シンポジウム以来 2 番目の大きな企画でしたが、今後ともこのようなシンポジウムを開催したいと考えております。最後になりましたが、シンポジウムの計画と進行でイスパニヤ科長兼ヨーロッパ研究センター研究員の木下登先生に特別にご協力をいただき、ここで感謝の意を表したいと存じます。

## ザビエルとロドリゲス ——16・17世紀イエズス会の言語研究

丸 山 徹

### はじめに

本論はザビエル書簡、ロドリゲス文典、バロス文典などの考察を通して、

- ① 大航海時代、「キリスト教版（文献）」という質量とともに世界一の語学書を印刷物の形で世に送り出すに至る力の源はザビエルの中にあったこと
- ② そのザビエルと、後に質の高い日本語文法書を著すことになるロドリゲスの背後には、二人に共通に影響を与えることになる（文法家・歴史家でインディア館の管理運営者でもあった）ジョアン・デ・バロスというポルトガル人がいたであろうこと

の二点について論ずるものである。

### 1. ザビエルと言語

ザビエルは「あまり語学の才能がなかった」と言われている。たとえば日本におけるキリスト教研究に大きな貢献をされたチースリク師は次のように述べられる。「ザビエルは、語学の才能はそれほどありませんね。たいへん日本語で苦労しているということが手紙の中にたびたび出てきます。自分はいま鹿児島にて、冬の間に日本語を覚えようとしているけれど、まるで赤ん坊のような気がする、回りの人が何をしゃべっているのかちっともわからない、日本語は、布教を妨げるためにわざとむずかしく作られた言葉じゃないか、と悲鳴を上げていることもあるのです。説経しても、たいていの人は半分しかわからない。あるいは全然わからなかつたと思います。だから笑っている人、おかしな日本語をまねする人も多かったんですね。」(H.チースリク「フランシスコ・ザビエル」1984)「日本語は、布教を妨げるためにわざとむずかしく作られた言葉じゃないか」に該当する表現をザビエル書簡中に確認することはできないが、ザビエルが日本語を習得するのに苦労したらしいことはその書簡集の中にも窺える。確かに「ザビエルが日本に行った時には言葉を知らなかつた。あるいはむし

ろ日本語についての知識をほんの僅かしか持っていたなかったか、全く持っていないなかつたと言ってよいくらいである。そうであるのに、彼は通訳なしに説教したが、どこの言葉でもうまく話すことができなかつたので、一部分はスペイン語、一部分はラテン語、一部分はポルトガル語を使い、それに少しの日本語を交えて話した。それ故に、その中のどれか一つの言語で話すよりもすべての聴衆に理解されたのである。」(1616年ゴアにおける報告会) (J. B. Gonfalonerius. *Notitia Historiae et Aeruditae de Natura et Essentia Apostolatus*, vol. tertius: *De S. F. Xaverii in India atque Japonia Apostolatu libri 8.* (Romae 1623) f. 350v. Apud T. Doi 1982) といった報告も残っているようある。

しかしながら一方で「メストレ・フランシスコは行きつくところで、その地の言葉を極めて短時日の間に理解して話した。」(ザビエルの遺骸をマラッカからコ钦まで送り届けた船長の1556年マラッカにおける口述) (Monumenta Xaveriana. II. Matriti 1912. 418. Apud T. Doi 1982) というような報告も残っている。またザビエルは自分の母語はバスク語であると語っているし(書簡20), ザビエルの生まれ育ったところはスペイン語圏で、家僕も領内を通る羊飼いもスペイン語を話していた(河野1985)ということであるから、きっとザビエルはバスク語・スペイン語のバイリンガルであったのだろう。またザビエル自筆のポルトガル語書簡(書簡51)が残っているのであるから、ポルトガル語もできたのであろう。同書簡では文中にスペイン語・タミル語・ラテン語を混用し、宛名はイタリア語になっているそうだから、こうした言葉も少しほじきはできたのであろう。当時のカトリック宣教師の置かれた情況から考えて、ラテン語ができたことは間違いない。また「私達の言葉を理解するとともに、彼ら自身の言葉をよく知っている人を探しました。その人たちといっしょに幾日もかけ苦労を重ねて、……ラテン語からマラバール語に訳して、祈禱文をつくりあげました。」(書簡20)との記録も残っているので、ラテン語はもちろん、マラバール語(タミル語・マラヤーラム語)も少しほじきは理解したのであろう。さらに「(私はマラッカにいた時に)たいへん苦労して使徒信経をマレー語に抄訳し……」(書簡55)との記録もあるのでマレー語も少しほじきはできたのかもしれない。「私達は天地創造とキリストのご生涯のすべての奥義について(信仰箇条の説明書を)日本語で書きました。」(書簡97)とあるので日本語も少しほじきは理解したのであろう<sup>11</sup>。(ザビエルがどこまで関わったかわからぬが)仏僧との討論(書簡96他)の記録もある。

結論として、ザビエルはバスク語・スペイン語・ポルトガル語(・イタリア語)そしてラテン語はよくでき、タミル語・マレー語・日本語も少しほじきは理解したが、「語学の才能」はなかった、ということにでもなるのだろうか。ザビエルが日本にいたのはたった二年三箇月、役に立つ語学書も全くなかったことを考えるなら、「語学の才能」というものをどう見るか、またどんな人と比較するのか、ということになるのではないだ

ろうか。確かに世の中には普通では考えられないほど「語学の才能」に恵まれ、役に立つ文法書も何もない所で短時日のうちに現地の言葉を習得してしまう人もいないではない。しかしながら、私の考えるところ、そうした人の方がよほどどうかしているのであって、まともな人は皆、外国語の習得には苦労するのである。ザビエルは人並みか普通の人以上に「語学の才能」を天から与えられていたと思われる。

## 2. 「大航海時代の語学書」としての「キリスト教文献」<sup>2)</sup>

ザビエルが来朝した1549年より約100年間の「キリスト教時代」、日本の布教に携ったカトリック宣教師たちは日本語ポルトガル語辞書、日本語文法書、文学書、宗教書などを精力的に編纂した。こうしたキリスト教文献は成立事情や刊行年次がほぼ明らかになっていて、外国語原典との比較もできるものが少なくないので、日本語史研究資料として高い価値を有するとされている。事実、これまで何人の国語学者がキリスト教文献の研究に携り、数々の成果をあげてきた。

「キリスト教文献」には少なくとも次の三つの角度から光を当ててみる必要がある。

- ① (16・17世紀の) ラテン語・ポルトガル語語学書成立の背景
- ② 同時代のアフリカ・ブラジル・インド、そして日本における(ポルトガル語で書かれた) 現地語文法書・辞書成立の背景
- ③ 中世日本語の姿

これまで日本においては主として上記③の観点から研究がすすめられてきたが、こうした語学書が、同時代のヨーロッパにおける語学書の構成に倣って(世界各地の現地語について)書かれているからには、上記①、②の観点を研究に導入することは不可欠である。16・17世紀にイエズス会によってポルトガル語で編纂され印刷形式をとる「語学書」(文法書・辞書・カトリック要理)には、現存するものとして、コンゴ語、ソドンゴ語(アフリカ)、トゥビ語、キリリ語(ブラジル)、コンカニ語、タミル語(インド)、そして日本語(日本)のものがある。こうした語学書のリスト、またなぜカトリック要理を「語学書」に含めるのか、などについては下記の論を参照されたい。

「大航海時代」の語学書としてのキリスト教文献(南山国文論集17-1993)

Selective Bibliography concerning the Jesuit Mission Press in the sixteenth and seventeenth centuries(南山国文論集20-1996)

ここでは詳論を省くが、日本における「語学書」は他の地区のそれに比べ、印刷年代が古く、数も多く、その質も群を抜いて充実している。なぜ(最後にやって来た)日本における語学書の印刷年代が相対的に古く(つまり他の地区に比べ早くから作られ)、また質量ともに一番充実しているのであろうか。それには以下のようにいくつかの要因が考えられる。

① 日本は（少なくとも都まで）一言語であった。

日本はポルトガル人がそれまで関わってきたアフリカ・ブラジル・インドに比べ、言語数が圧倒的に少なかった。そうした地域では少なくとも数百の異なる言語が話されていたのに対し、日本は（九州から都まで）一言語しか話されていなかつた。日葡辞書におけるいわゆる「お国訛」に相当する「郷談」「国郷談」の項にも「（日本には）全国に通ずる（共通）言語がある」旨、記されている。（亀井 1971）また日本に関する情報をザビエルに送ったアルヴァレス書簡にも「この国は（都に至るまで）一言語である」と書かれている。そのことはロドリゲスの日本語文法書とアンシェッタのブラジルトゥピ語文法書のタイトルに端的に表されている。前者のタイトルが「日本の言語の文法書」(Arte da Lingoa de Iapam)（写真1）となっているのに対し、後者のそれは「ブラジル沿岸で最もよく話されている言語の文法書」(Arte de Grammatica da Lingoa mais vsada na costa do Brasil)（写真2）となっている。日本は一言語だったからこそ、その語学書が質量共に充実しているのである。ザビエルはそのこと、つまり日本は一言語だから語学書を充実させられること、またそれによって福音宣教がよりうまく進むであろうことに気づいていたに違いない。

② イスラム圏と違って日本では「通訳」(um lingua)がほとんど役に立たなかつた。

当時、アフリカ東海岸ソファラ以北のインド洋沿岸はイスラム圏であったと考えられている。こうした各地では、モーロ人——主として北アフリカ出身のイスラム教徒——の通訳によってアラビア語を仲介にポルトガル人と現地の人との意



(写真1)



(写真2)

## ザビエルとロドリゲス

思の疎通がはかられたらしい。しかるにインド洋沿岸の各地と違い、日本ではポルトガル人との間の仲介になる言語がなく、「通訳」は全く役に立たなかった。これは布教にとってマイナスである一方、ザビエルのように日本には「イスラム教徒もユダヤ人もいない」(書簡 70)ので、自由に福音を伝えられると考え、そのプラス面を強調することもできよう。いずれにしても、仲介になる言語が全くない日本では、それだけ懸命に現地語である日本語が勉強されたはずである。

- ③ 日本人は読み書き能力が高く、文書でキリスト教を広めることができた。  
「(日本では)住民の大多数は読み書きができるので、印刷の方法により、キリスト教を広めることができる。」(ザビエル書簡 90 他)とするザビエルのことばは、「キリスト教」を印刷という形で公にする活動の原点とも言える。
- ④ それまでの口頭による宣教から潜伏宣教へ方針転換の必要が生じた。  
キリスト教徒に対する弾圧が激しさを増す中、印刷物による宣教の重要性がより大きくなってきたであろうことは十分考えられる。
- ⑤ 日本では教養人の協力が得られた。  
日本では「キリスト教」編纂の際、日本人信徒(教養人)の協力が得られたことは間違いない、そうした中には名前の明らかになっている人たちもいる。しかしここで確認しておきたいのは、むしろそうではない「名もなき」信徒の相当数が編纂に協力したことである。そうでなければ日葡辞書一つとっても、あのような収録語数とその記述のレベルの高さは短時日のうちにとても確保できなかつたであろう。こうした情況(つまり現地で教養人の協力が得られたこと)はアフリカ各地やブラジルとは全く違っていた。インドの語学書が日本のものについてで質量ともに充実していることも、心に留めておく必要があろう。インドでも文献編纂に際し、現地人の協力が得られたであろうと思われるからである。
- ⑥ (百万塔陀羅尼以来の) 印刷の伝統、写本の伝統、よい和紙の存在  
日本には百万塔陀羅尼(8世紀)以来の木版印刷の伝統や長い写本の伝統があり、よい和紙が作られていた。印刷に適したよい紙の存在は「キリスト教」を印刷の形で公にする時に、欠かせない条件であったろう<sup>3)</sup>。
- ⑦ 「ザビエル精神の継承者」ヴァリニアーノが日本に印刷機を齎し、現地日本で印刷ができたこと  
ヴァリニアーノが日本に印刷機を齎したことが、キリスト教版諸文献誕生にとって決定的な出来事であったことは言うまでもない。アフリカ、ブラジルの言語に関する書物が現地ではなくポルトガル本国で印刷されていたことを考えると、日本におけるザビエル、ヴァリニアーノ、そして(ロドリゲス等)後に続く語学書編纂者へと連なる一つの流れを思わずにはいられない。

日本に次いで語学書が質量ともに充実しているインドにも印刷機が齎された<sup>もたら</sup>ことを、ここで思い起しておく必要があろう<sup>4)</sup>。

### 3. ロドリゲスの品詞論をめぐって<sup>5)</sup>

16・17世紀の「大航海時代」イエズス会士によって著されたアフリカ・ブラジル・インド土着語の文法書は、原則としてラテン語八品詞（またはそれより少ない数の品詞）の枠組みで描かれている。しかるにロドリゲスはラテン語八品詞に加え「助辞」(Particula)と「冠詞」(Artigo)という品詞を新たに導入し、十品詞の枠組みで日本語を記述した。ロドリゲスはなぜ「助辞」「冠詞」という新しいカテゴリーを日本語文法の中に持ちこむことができたのだろうか。詳しい議論をここで展開することはできないが、「助辞」については、その背景に、日本人による「てにをは」研究があったであろうと思われる。この点、先程述べた日本人信徒（教養人）の協力、ということを思い起こしてもらいたい。日本人の協力なしにロドリゲスが独自に「助辞」という概念を文法に盛り込むことができたとはとても思えない。そして「冠詞」については、次のような背景があったと思われる。ロドリゲスは概略、日本語文法で「格助詞」と呼ばれるものを「冠詞」と呼ぶ。現在はもちろん、当時の日本語にも「冠詞」がなかつたことは明らかである。何故にロドリゲスは日本語の「格助詞」を「冠詞」と呼んだのか。それを考えるにはこの原語 ARTIGO のその頃の使われ方を見てみる必要がある。まず、次の二節を見てもらいたい。

用語としてわかりにくいのは árthron「冠詞」である。これは本来は「関節」をあらわす語で、アリストテレスはこれを文法用語に転用して、接続詞をふくめた広い概念に使っていた。（風間喜代三「ラテン語とギリシャ語」1998）

ギリシャ語 árthron がラテン語の articulus に、そしてこれがポルトガル語の artigo や英語の article に対応するのは言うまでもないことだが、これらは本来、「繋ぐもの」を意味していたらしい。そしてその語感は、次に見るように、16世紀のポルトガル語文法書の中にも明らかに残っている。

ARTIGO とは品詞の一つで、ラテン語は持っていない。この名はギリシャ語の ARTHON (sic.) から派生したラテン語の ARTICULUS に由来し、我々が今日「関節（足首や足の指）」と呼ぶ「腱を繋いだもの（韌帯の連鎖）」を意味する。そして腱の連鎖が身体を支えるように、名詞の格に付された ARTIGOS が文を構成する。（BARROS (1540) -12 r）

さらに BARROS はそのあと、名詞に倣って以下のような「ARTIGOS の曲用」を示

している。

	男 性		女 性	
	单 数	複 数	单 数	複 数
主 格	O	OS	A	AS
属 格	DO	DOS	DA	DAS
与 格	AO	AOS	À	ÀS
対 格	O	OS	A	AS
呼 格	Ó	Ó	Ó	Ó
奪 格	DO	DAS(sic.)	DA	DAS

ロドリゲスにとっての ARTIGO とは上記のようなもので、現在の文法で言えば前置詞と冠詞の縮約形もそれに含まれるのであった。今、話を簡単にするために、男性形単数の主格、属格、与格のみを例にとって見ていくこととする。

O livro é caro.	→	o livro=本が
(The book is expensive.)		(the book)
a maior cidade do mundo	→	do mundo=de+o mundo=世界の
(the biggest city of the world)		(of+the world)
Vou ao Brasil.	→	ao Brasil=a+o Brasil=ブラジルに
(I go to (the)Brazil.)		(to+the Brazil)

このように見ていくと、主格では冠詞 o (the) に格助詞「が」が、属格では前置詞と冠詞の縮約形 do=de+o (of the) に格助詞「の」が、与格では前置詞と冠詞の縮約形 ao=a+o (to the) に格助詞「に」がそれぞれ対応している。現代の感覚ではこのことをもって「格助詞」を「冠詞」と呼ぶことなどとてもできないが、上述のように少なくともバロスの文法書では、上に示したように前置詞・冠詞の縮約形をも「冠詞」と呼んでいるので、ロドリゲスはその認識をもって日本語の「格助詞」を「冠詞」と呼んだのであろう<sup>6)</sup>。いずれにせよ、西洋の文法史上、「冠詞」をどう捉えてきたかについては、まだよくわからないことが多い。ポルトガル語文法史における ARTIGO の様々な扱いについては、以下の論文に詳しい。

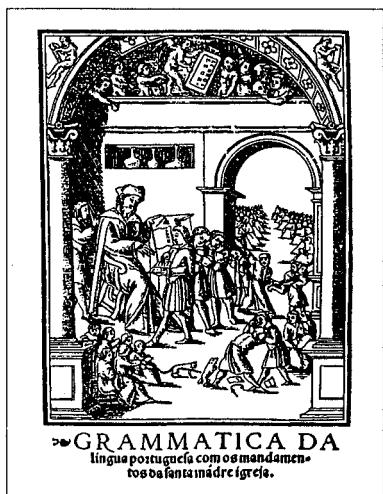
Maria Filomena GONÇALVES. O “artigo” e “as partes do discurso” na antiga gramaticografia portuguesa (Actas do 4 Congresso da Associação Internacional de Lusitanistas—Hamburg, 1993. Lisboa, 1995)

#### 4. ロドリゲスとバロス

ロドリゲスが「格助詞」にあたるものを「冠詞」(ARTIGO)と呼んだ、その背景にはバロス (João de Barros) の手によるポルトガル語文法書 (1540) があったであろうと思われることは上述の通りである。バロスと同じく16世紀の文法家であるオリヴェイラも部分的に似たような考え方をしているところもあるが、次に述べるヌネス・ド・リャオンの考え方方に近い点もある<sup>7)</sup>。同じ16世紀に、現在の研究者のように「AOは前置詞Aと冠詞Oから成る」と明言しているのはNunez do Lião (1576) で<sup>8)</sup>、彼はすでに今日の文法論における「冠詞観」に到達していたと言える。しかしほどリゲスは読んでいなかったのではないだろうか。いずれにせよ、バロス、ロドリゲスに共通の「冠詞観」は今日のそれとは異なるものであり、ロドリゲスはそれに基づいて日本語の「格助詞」を「冠詞」と呼んだと考えられる。バロスの文法書がインドまで来ていたことは確かなので<sup>9)</sup>、ロドリゲスがこれを読んでいた可能性は十分にある。

ところで、ロドリゲスの「日本教会史」にはバロスの「アジア史」が何度も引かれている。そこでロドリゲスは「あの厳格で誠実な歴史家のジョアン・デ・バーロス」という表現をもってバロスに最大の敬意を表している<sup>10)</sup>。

#### 5. ザビエルとバロス



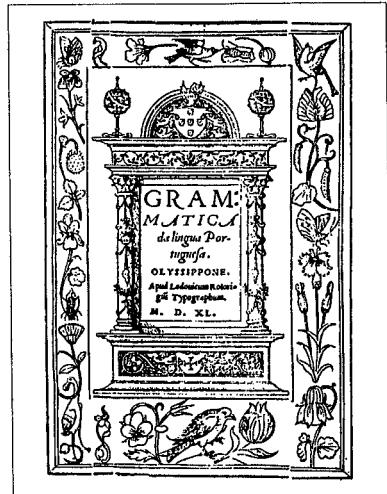
(写真3)

ザビエルはゴア到着後すぐに、持参したバロスの「ポルトガル語文法および聖にして母なる教会の教え」(小冊子) (1539) (写真3)をもとに、インドの実情に合わせて補筆した「短い公教要理」を編纂した。(書簡14)これが後にタミル語、マレー語、日本語などに翻訳されていくことになる。(書簡20・51・52・55・59・90・96) (ただし現存する印刷された形の日本語ドチリナキリシタンはこのザビエル版をもとにしたものではない。)このようにザビエルとバロスの関係も決して浅いものではない。

## 6. バロス、ザビエル、そしてロドリゲス

- ① ザビエルがバロスの「ポルトガル語文法」および聖にして母なる教会の教え（小冊子）（1539）をもとに、インドの実情に合わせて補筆した「短い公教要理」を編纂したこと
- ② ロドリゲスがバロスを「厳格で誠実な歴史家」と呼び、バロスの「アジア史」を何度も「日本教会史」の中に引用していること
- ③ ロドリゲスがバロスの「ポルトガル語文法」（1540）（写真4）を（部分的にでも）読み、その中の「冠詞観」に基づき日本語の「格助詞」を「冠詞」と呼んだ可能性があること

以上三点を確認しておきたい。



（写真4）

## 7. ジョアン・デ・バロス

バロスは当時も現在も頗る有名なポルトガル人であるが、その生涯についてはあまりはっきりしたことがわからないらしい。彼に関する伝記の類（たとえばCoelho 1997）を読むと、「おそらく」とか「たぶん」とか「らしい」といった表現によく出くわす。たぶん生年（ano provável do nascimento）は1496年、ヴィゼウ（a cidade mais provável Viseu）で下級貴族の息子として生まれたらしい。幼い頃からマヌエル王の小姓として仕え、宮廷で教育を受けたようである。早くから（1507年）ジョアン王子（のちのジョアン三世）の近侍（moço de guarda-roupa）となり、ジョアン三世との関係がその後長く続くことになる。1522年には若くして『クラリムンド皇帝年代記』（Primeira parte da cronica do emperador Clarimundo...）を刊行、世の注目を集めたらしい。同じ年、（前年にマヌエル王の後を継いだジョアン三世によって）アフリカ・ギニア海岸エル・ミナ城のカピタンに任命され、赴任、1524年末または1525年はじめくらいまで、そこに勤務した。1525年5月、リスボン・ミナ館の財務官、続いてインディア館の財務官に、さらに1532年、同じインディア館の商務官に任命されている。その後いろいろあった後、ジョアン三世の委嘱により（インディア館商務官の地位にありながら）『アジア史』の執筆に取り掛かる。この『アジア史』第一篇が刊

行されるのはずっと後の1552年であるが、それまでの間に本文で言及した二つの文法書を含むいくつかの著作を刊行している。1568年、リベイラ・デ・アルティンに引退、同地で1570年の10月に死去している。

### おわりに

(仮に一步譲って「ザビエルに語学の才能はなかった」としても) 大航海時代、「キリシタン版(文献)」という質量ともに世界一の語学書を印刷物の形で世に送り出すに至る力の源はザビエルの中にあったといえる。「印刷」という形での福音宣教を日本で最も早く提言しているのはザビエルである。そしてそのザビエルと、後に質の高い日本語文法書を著すことになるロドリゲスの背後には、二人に共通に影響を与える(文法家・歴史家でインディア館の管理運営者でもあった) ジョアン・デ・バロスというポルトガル人がいたのではないかと思われる。

### 〈参考〉 バロスとザビエルとロドリゲス

	BARROS	XAVIER
1491年	生まれ	
1522年	ギニア海岸へ (エル・ミナのカピタン)	1506年 生まれ
1525年	インディア館財務官	
1532年	インディア館商務官	
1539年	「ポルトガル語文法」(小冊子)	1541年 リスボン出帆
1540年	「ポルトガル語文法」	1542年 インド・ゴア着
		1549年 日本・鹿児島着
1552年	「アジア史」第一篇	1552年 サンチャン島で死去
1570年	死去	

### RODRIGUEZ

1561年	生まれ
1577年	来朝
1580年	イエズス会入会
1596年	パードレとなる
1604年	「日本(大)文典」
1610年	マカオへ追放
1620年	「日本小文典」
1633年	マカオにて死去

## ザビエルとロドリゲス

[追記] 本論第一節は、故チースリク師に異を唱える形をとっている。私は15年以上前にも一度、別のことでのチースリク師と意見が食い違い、議論したことがある。そのことを青山玄神父は次のように書き残している。

……丸山氏はロドリゲス『日本語文典』の正書法の分析から、ロドリゲス以外のポルトガル人もこの書の執筆か印刷に関与したのではないか、との結論を出されたが、そういうポルトガル人があり得たかの問題をめぐり、後でチースリク師と議論する一幕もあって、なかなか面白かった。(名古屋キリストン文化研究会会報27)

私としては、その時のチースリク師のご意見にはどうしても納得できず、同研究会会報(32)において、師に再反論を試みた。読んでいただけるとは思っていなかったのに、師はきちんと拙論をお読みになり、後日、お心のこもったおたよりをくださった。今でも感謝の念を持って、その時のこと思い出す。師が今いらしたら、本論に対して何とおっしゃってくださったことであろうか。チースリク師のこれまでのご教導に感謝の意を表しつつ、師のご冥福を心よりお祈りする。

## 注

- 1) ただしこうした書簡における「私達」をどう解釈するか、その中にザビエルを含めるのかどうかの判断は慎重になされねばならない、との忠告をヨリッセン氏よりいただいた。
- 2) この節は一部拙論(1993, 1999)と内容が重複する。
- 3) 百万塔陀羅尼は銅版で印刷されたとの説もある。
- 4) 下記の拙論を参照されたい。  
Thomas Stephensとコンカニ語(南山国文論集23-1999)
- 5) この節は一部拙論(1999)の注15と内容が重複する。
- 6) 尻に土井(1976)に次のような指摘がある。「これ(Artigoの命名)はロドリゲスの創意に係るかと見られる。この用語には苦心の跡がうかがわれる。恐らく、ラテン語の転尾に相当するロマソス語の語形を示すのに、冠詞Artigoを添えた言い方によるので、その事からヒントを得たのであろう。」(p.497)
- 7) たとえばaoについて「与格の冠詞」(artigo de dativo)(Cap. xlivi)という表現を一度はしているが、すぐその後で、aoのaは前置詞である旨を述べている。
- 8) 「aoという時のaは前置詞で、oは冠詞である。」(Nunez do Lião(1576) 63 v)
- 9) 拙論(1993)
- 10) 大航海時代叢書「日本教会史」上 p.178。(ちなみに「バーロス」という表記のほうが原音に近いともいえるが本文では大航海時代叢書「アジア史」の表記に従い「バロス」とする。)

### 主な参考文献

- バロス「アジア史」1・2（大航海時代叢書 1980, 1981 岩波書店）
- H. チースリク「フランシスコ・ザビエル」（『日本史探訪』1984 角川書店）
- 土井忠生「日本大文典解題」（勉誠社 1976）
- 「十六・七世紀における日本イエズス会布教上の教会用語の問題」（『吉利支丹論攷』1982 三省堂）
- 福井純理「キリスト教版印刷の意義とその背景」（2000年 南山大学大学院提出レポート）
- 亀井孝「こくご」とは いかなる ことば なりや（亀井孝論文集1 1971 吉川弘文館）
- 風間喜代三『ラテン語とギリシャ語』（1998 三省堂）
- 河野純徳『聖フランシスコザビエル全書簡』（1985 平凡社）
- 『聖フランシスコザビエル全生涯』（1988 平凡社）
- 丸山 徹「大航海時代」の語学書としてのキリスト教文献（南山国文論集 17-1993）
- 「Thomas Stephens とコンカニ語」（南山国文論集 23-1999）
- ロドリーグス「日本教会史」上・下（大航海時代叢書 1967, 1970 岩波書店）
- ANCHIETA, Joseph de. (1595) *Arte de Grammatica da Lingoa mais usada na costa do Brasil.* Coimbra: Antonio de Mariz.
- BARROS, João de. (1539) *Grammatica da lingua portuguesa com os mandamentos da santa madre igreja.* Lisboa: Luis Rodrigues.
- (1540) *Grammatica da lingua portuguesa.* Lisboa: Luis Rodrigues.
- (1552) *Asia de Joam de Barros dos factos que os Portugueses fizeram no descobrimento e conquista dos mares e terras do Oriente.* Lisboa: Germão Galharde. (Segunda Decada 1553, Terceira Decada 1563, Quarta Decada 1615.)
- COELHO, Antonio Borges. *João de Barros — Vida e Obra.* Grupo de Trabalho do Ministério da Educação para as Comemorações dos Descobrimentos Portugueses. 1997.
- GONÇALVES, Maria Filomena. (1995) O “artigo” e “as partes do discurso” na antiga gramaticografia portuguesa (*Actas do 4 Congresso da Associação Internacional de Lusitanistas*—Hamburg, 1993. Lisboa, 1995)
- MARUYAMA, Toru. Selective Bibliography concerning the Jesuit Mission Press in the sixteenth and seventeenth centuries (南山国文論集 20-1996)
- NUNEZ DO LIAO, Duarte. (1576) *Orthographia da Lingoa Portuguesa.* Lisboa: João de Barreira.
- OLIVEYRA, Fernão d'. (1536) *Grammatica da lingoagem portuguesa.* Lisboa: Germão Galharde.
- RODRIGUEZ, João. (1604-08) *Arte da Lingoa de Iapam...* Nagasaki: Companhia de IESV.
- (1620) *Arte Breve da Lingoa Iapoa...* Amacao: Companhia de IESV.
- (Manuscripts of History of the Church in Japan)
- (Manuscripts of Letters from China)
- STEPHENS, Thomas. (1622) *Doutrina Christam em lingoa Bramana Canarim...* Rachol: Collegio de Rachol da Cōpanhia de IESVS.
- (1640) *Arte da Lingoa Canarim...* Rachol: Collegio de S. Ignacio da Companhia de IESV.

ザビエルとロドリゲス

[付記] 本論はヨーロッパ研究センターにおける、南山大学創立50周年記念・ザビエル渡来450周年記念シンポジウム（1999.12.8.）においてパネリストの一人として報告したその内容をまとめなおしたものである。こうした機会をお与え下さったリチャード・ジップルヨーロッパ研究センター長、木下登イスパニア科長、ヨーロッパ研究センター所員・職員の方々、その他関係各位に感謝の意を表する。当日会場においてあるいは後日個人的にコメントをくださった方々にも御礼申し上げる。なお本論は1999年度南山大学パックへ奨励研究IAの成果の一部でもある。

## ポルトガルの領土拡張・イエズス会の 宣教活動・文化的接触と衝突

エンゲルベルト・ヨリッセン

### はじめに

「ポルトガルの領土拡張・イエズス会の宣教活動・文化的接触と衝突」というテーマについて、ここに含まれる「接触」と「衝突」という両方の概念のうち、わたしはとりわけ後者の言葉に注目したいと思います。1999年の「ザビエル渡来450周年」に際して、各地で様々なイベントがあり、多くの場合、ザビエルの渡来はヨーロッパと日本の「出会い」という形で紹介されました。1543年に最初のポルトガル人が種子島に到着し、そして1549年にザビエルが渡来してから、1640年までの約100年間の日欧交流における様々な発展の諸相を考慮すると、私はいつも芥川龍之介の短編『煙草と悪魔』の話を思い出します。その短編の中で、語り手は「煙草は、誰の手で舶載されたかと云ふと、歴史家ならだれでも、葡萄牙人とか、西班牙人とか答える」<sup>1)</sup>と述べています。そして、語り手は煙草の伝来のもう一つの可能性について言及します。すなわち、ポルトガル人やスペイン人によってではなく、ザビエルと一緒にやって来た悪魔が、最初に何もすることがなく退屈して、つまりキリスト教徒がいないから彼らを誘惑することも出来ないので、インドかどこかの国で手に入れた煙草の種を初めて日本で植えてみたというのです。

その芥川の話には、煙草の花が綺麗に咲く素晴らしい畑が現れます。罪におとすキリスト教徒はおらず、退屈する悪魔は毎日その花ばかりを見ていました。ある日、牛商人がやって来て花の美しさに驚き、そこに立っていた悪魔に声をかけました。悪魔はその日本人が十字架をかけているのを見てキリスト教徒であることに気付き、彼が3日間の間にこの煙草の花の名前が分かれば畑を全て与え、分からなければ魂を奪うという取引を提案しました。牛商人はこの提案にのりますが、「悪魔の手にのつたのを、後悔」することになります<sup>2)</sup>。彼は3日間考えましたが名前は分からず、魂を失ってしまうと感じます。しかし、最後になって、真夜中に牛を連れて来て畑中を走り回らせます。畑の隣に住む悪魔はその音に驚き、窓を開けて、「この畜生、何だつて、己の煙草畑を荒らすのだ」<sup>3)</sup>と叫び、牛商人は花の名を知ることになります。結果として牛

商人が賭に勝ったのですが、同時に煙草が日本にもたらされることになった訳です。煙草は江戸時代に色々な問題をおこしました。それゆえ芥川は、「西洋の善が輸入されると同時に、西洋の惡が輸入される」<sup>4)</sup>とも言いたかったのでしょう。そういう視点から、ポルトガルの領土拡張とイエズス会の布教活動、そこに見られる文化の接触と衝突という問題を、いくつか考えたいと思います。

### イエズス会の設立とその時代背景

ヨーロッパ人にとっては、大航海時代は再征服として14世紀から始まりました。レコンキスタは、8世紀からイスラム勢力に奪われたイベリア半島の地域を、スペイン人やポルトガル人が再び獲得しようした運動です。14世紀頃からポルトガルではイスラム勢力は衰退しています。ポルトガル人は1415年にアフリカの現在のモロッコにあるセウタ市を征服します。1415年から1487年には、ポルトガル人は組織的に毎年アフリカの西海岸に探検隊を送ってアフリカの海岸を調べていました。その目的はインドへの航路を見つけることでした。1487年、ようやく南アフリカの喜望峰（当時は「嵐の岬」と言わされました）にたどり着きます。1497年にヴァスコ・ダ・ガマが里斯ボンを出港し、1498年にはインド西南のカリカットに到着しました。

1492年にはヨーロッパで様々な出来事が同時に起こっていました。それは偶然とばかりとはいえない出来事です。まず、南スペインのグラナーダで、最後のイスラム要塞がキリスト教側の手にわたります。同年、ユダヤ人のスペイン追放があり、コロンブスがアメリカ新大陸に到着します。さらには、スペイン語の最初の文法書が出版されました。アントニオ・ネブリハの『カスティーリャ語文法』は、スペインとポルトガルによる海外活動および植民地政策のイデオロギーを表してもいました。その前書きには「言葉は常に帝国の仲間であった」、つまり *siempre la lengua fue la compañera del imperio*<sup>5)</sup> とあります。しばらくしてポルトガルでも文法書が出版されますが、ポルトガル人やスペイン人が言語学研究を必要と考えたのは、言語が他国の人々と接触をとり、彼らを支配するための必要な道具であるという認識があったからと言えるでしょう。これらの出来事を検討すると、大航海時代におけるヨーロッパ人による宗教的不寛容主義と植民地支配への道のりが見えてきます。

ヨーロッパ人は海外に何を探し、期待していたのでしょうか。ヨーロッパ人はインド南部に着いた時、スペイスの収穫を期待していました。スペイスは中世の人々にとってとても重要なものでした。スペイスは味付けというだけでなく、肉などの保存のためにも使われました。甘いケーキや色々な飲み物にも入れられていました。ヴァスコ・ダ・ガマは1498年の5月にカリカットに到着した際、カリカットのザモリム（マラヤラム語, *samudhra raja*, 海の王と言う意味）によって、何故遠くから来たのかと尋

ねられ、「魂とスパイスを探しに来た」と答えたという言い伝えがあります。(実はこの言葉はヴァスコ・ダ・ガマのものではありません。ダ・ガマはまず、新キリスト教徒とも言われる「有罪追放人」を大陸の様子を確認するために送りました。ジョアン・ヌネスあるいはジョアン・マルティンスの名前で伝えられる人物が、その有名になった言葉を言ったそうです<sup>9)</sup>)。いずれにせよ、スパイスを探しに来たという言葉には、当時のヨーロッパ人の物質的な期待が表されています。また、魂という言葉については、インドに既にいたキリスト教徒を探しに来たのか、それとも布教の意図を表す言葉であったのかは最近議論されている問題でもあります。私はおそらくは、両方の意味を含むと推定しています。

ヨーロッパ人には色々な噂があり、キリストの弟子と言われるトマスがインドに来てキリスト教を広めたという話はよく耳にします。その出来事はまた、プレスター・ジョンの伝説とつながってもいます。プレスター・ジョンに関する伝説は、新約聖書に描かれた「フィリポとエチオピアの高官」の出来事にもとづいています。『使徒語行録』によると、エルサレムに礼拝してから故郷に帰る途中に、エチオピアの女王カンダケの高官が使徒フィリポからキリストについて教えを聞き洗礼を受けたとあります(『使徒語行録』8.26-40)。こうした話から、エチオピアにもその時代からキリスト教が広まったという考えは、1200年にヨーロッパに「プレスター・ジョンの書簡」が紹介されることによりいっそう勢いを得ました。

中世の終わりのヨーロッパでは、「西洋」と「東洋」の間にあるイスラム勢力を減じるいくつかの出来事がありました。13世紀の中頃、ローマ法王とフランスの王聖なるルイは、フランシスコ会士から選んだ代表者をモンゴルへ送ります。フランシスコ会士が選ばれたのは偶然ではなく、彼らは長い旅や見知らぬ地域へ行くことに慣れていました。そして、1248年にプレスター・ジョンの書簡がヨーロッパに現れました。その書簡は大きなインパクトを人々に与えました。アフリカを回って海路でアビシニアに到着することができたら、イスラムの「異教徒」を押し込める可能性が生まれるだろうと期待されていました。しかし、16世紀前半に実際にエチオピアの使節がローマ教皇庭とポルトガル宮廷に来た時には、自分自身キリスト教徒であると思っていたエチオピア人は、彼らのキリスト教がユダヤ教やイスラム教などと混合した形になっていたので、その使節は異端者のように断られることになってしまいました。

「魂とスパイス」という言葉は、布教活動と植民地政策は不可分であることを表しているのではないでしょうか。その関連を、ポルトガルのルネサンスおよび大航海時代の代表的詩人の一人であるルイス・デ・カモインスは『ウス・ルジアダス』のなかでもう少し洗練された形で表現しています。「その半ばかりくれておりの/渡航のおりの拠点をなすシナと向かいあう島は/ニッポンだ。そこは良質の銀を産し,/神の捷で光をえるだろう」(第X歌、131・5-8<sup>10)</sup>)。ダ・ガマとカモインスの言葉をみると、16世紀

の日欧交流は、当時のポルトガル人のアフリカやインド、ブラジルにおける領土拡張と宣教活動というプロジェクトと密接な関わりがあったと言えます。

ヨーロッパ人の外国への大きな期待のひとつは金銀にありました。16世紀に書かれた地図には、日本の北方に「銀の諸島」と書かれてあります。日本の存在がヨーロッパ人に知られてから70年ほどが経過しており、日本の北方にもう一つの島があると想像されていました。その想像には、14世紀はマルコ・ポーロが『東洋見聞録』の中で、日本にはたくさん金があると書いている記述の影響が見られます。1609-10年、スペイン人がフィリピン（当時のルソン）から探検隊を日本の北方へ行かせ、その島のありかを探しています。つまりヨーロッパ人にとっては、布教活動はイデオロギー的に重要ですが、主な目的はあくまで経済的なものでした。

ヴァスコ・ダ・ガマたちが到着したインドの地域、現在のケーララ州には、すでに7世紀からイスラムが伝わっています。また、旧約聖書にも現れるのですが、ソロモン王の時代からイスラエルのユダヤ人が渡っていました。ケーララ州のクランガノール市は上述のトマスが到着した場所と言われています。1492年にはスペイン、1497年にはポルトガルから追放された多くのユダヤ人もインドに移りました。イスラム教、ユダヤ教、ヒンズー教は、15世紀末までは同じ場所で存在することが可能であったのですが、ポルトガル人がケーララ州に到着すると同時に、ヨーロッパのカトリックの宗教的不寛容主義がそこへもたらされます。

ポルトガル王のマヌエル1世（在位1495-1521）の時代に立てられた里斯ボンのジェロニモ修道院には、マヌエルの墓があります。その墓は二つの大理石の象に飾られています。マヌエル王は象を自分の時代の栄光や権威のシンボルとして考えていました。1514年、ローマ法王にも象を贈り物として献上しています。ヨーロッパでは、ローマ時代からインド象は名前だけは伝わっていましたが、実物は殆ど知られていませんでした。マヌエル1世は自分が重要な王であるということを顯示するために、ローマ法王に象を贈った訳です。そしてその象の見返りとして希望していたのは、法王の大勅書でした。トルデシーリヤス条約によってポルトガル人は東の世界の全地域を「自由に擰取」できる、といった大勅書を書いてもらいたかったのです。なお、ジェロニモ修道院の中には、マヌエル1世の墓の側にヴァスコ・ダ・ガマそしてルイス・デ・カモインスの墓もあります。カモインスの叙事詩はポルトガルの国家的叙事詩と思われていますが、忘れてはいけないのはカモインスがその叙事詩の中に、ポルトガルの海外での活動に対しかなり批判的な発言をしていることです。

ダミアン・デ・ゴイスはマヌエル1世時代の年代記記者です。彼は『マヌエル国王年代記』の中に、1506年に行われたユダヤ人に対する虐殺を詳しく描写しています。その時に2000人のユダヤ人、新キリスト教徒が殺されたと言われます。ダミアン・デ・ゴイス自身はユダヤ人ではないそうですが、長い旅の間にエラスムスをはじめ多くの

## ポルトガルの領土拡張・イエズス会の宣教活動・文化的接触と衝突

プロテスタントの宗教改革と関係したヒューマニストと接していました。よって、ゴイスは晩年にポルトガルの異端審問所で責められることになっています。

## アジアにおけるイエズス会とF・ザビエルの活動とイデオロギー

1540年にイエズス会が設立されました。イエズス会がつくられたのは2つの理由があります。イエズス会はまず、ヨーロッパにおける様々なプロテスタントの運動に対する反宗教改革の道具として設立されました。そして、もう一つの目的はポルトガル人が侵略した海外の地域での活動にありました。後者はヨーロッパ人が「異教徒」と呼ぶ人々にキリスト教を教えるためだけではなく、海外にいるポルトガル人の間でも活動するためでした。1540年にローマ法王パウロ3世がイエズス会を認可して、フランスシスコ・ザビエルはリスボンへ出発しました。リスボンではポルトガルの王ジョアン3世に謁見し、その結果としてザビエルは、ポルトガルで活動するよりインドへ赴くことになります。ザビエルをはじめイエズス会の活動は表面的には宗教的な活動であり、キリスト教の宣教を目的としていましたが、その活動はポルトガルの経済的な利益から切り離すことはできません。ポルトガルの植民地政策と宗教がどれ程結びつけられていたかということは、「パドラオ」を置く習慣でも理解することができます。ポルトガル人は初めて到着した各地に、先ず十字架を持つ石柱を置きましたが、それはポルトガル人がその場所を占有したという印がありました。

リスボンのサン・ロケ教会の香部屋はザビエル伝の絵が飾られています。そこにはザビエルがゴアや日本で死者を復活させた描写など、ザビエルが奇跡を起こしたと言われる場面が見られます。その側には、ザビエルがリスボンから鹿児島、山口までの長い旅の間におとづれた場所も描かれています。ただし、その絵に描かれた日本人を見ると、その顔などは実際の日本人とは似ていなく、画家の想像によって描かれたものであると分かります。こうした絵はそれを現実主義的に分析するよりも、ザビエル伝をより深く理解するために面白いと思われます。日本と中国の間で台風のような嵐によって難破しそうな船を、奇跡的に助けたという絵もあります。それなどは当時のポルトガル人の海に対する恐怖を表してもいます。

ザビエルは1552年に、マカオ近くあるサン・チュアン島で死亡しました。1554年にザビエルの死体はゴアに運ばれてきて、今でもゴアのポン・ジェズス教会に木乃伊の形で見られます。当時のポルトガル人にとっては、ゴアはインドの西海岸だけでなく、東インド全体の商業の中心地でした。1554年にザビエルの死体がゴアに到着した時期に、ゴアでの宗教的不寛容主義が高まっています。特にゴアにおけるカトリックに改宗した元ヒンズー人やゴアにいる改宗ユダヤ人を「観察」するために、ゴアに異端審問所が設立されました。ザビエル自身がすすめたゴアの異端審問所の設立につい

て、インドの歴史学者 P・P・シロットカーは次のように考察しています。「後に聖人と列聖されたザビエルは、多くの人の拷問と残酷な死を起こした人間的ではない。(異端審問所を設立するという) 提案にそのようにして達したのは今になって理解しにくいものである<sup>8)</sup>。ポルトガルの植民地的な帝国の統一は、宗教的な締め付けによっても安定されていました。その統一性を守るための宗教的な熱狂は、リスボン、ゴアで行われたアウトダフェ(火炙りに処されること)の際に、アウトダフェの前に亡くなっていた犠牲者の死体さえ再び発掘され、その死体は火炙りに処されたという事実にも反映していましょう。1568年にゴアで亡くなった哲学者であり熱帯医学の創立者として知られるポルトガルの医者ガルシア・ダ・オルタは、秘かにユダヤ教の習慣を守っていたので、その犠牲者の一人となっています。彼の死体は1580年のアウトダフェによって火炙りに処されました。

ポルトガル人は、ヨーロッパにおけるユダヤ人に対する宗教的不寛容主義もインドへ「輸出」していました。ユダヤ人に対する迫害はポルトガルの植民地とされたゴアの地域に限らず、例えば1524年には、南インドのコーチンにあるマッタンチェーリのユダヤ人寺院が破壊されています。

ここで宗教が植民地政策のイデオロギーとして利用されたことについて、もう少し詳細に述べたいと思います。インドの東海岸にあるマドラス(今チェンナイ)のトマス教会の裏に小さな博物館があり、そこに2つの絵があります。その1つの絵には、2000年前にインドに到着したと言われるキリストの弟子と考えられるトマスが見られます。描写されている出来事は次のようです。ある川に大きな木が落ちて、船が通れなくなっていました。人間も象もその木を動かすことが出来ず、人々は困っています。そこにトマスがやってきて、自分の細いベルトを木に結び、キリスト教に改宗したインド人に木を動かすようにと言いました。そして、信仰をもってその木を動かせたということが、トマスの奇跡の1つとして伝えられています。この絵の側にはザビエルの絵が見られます。真ん中にザビエルが立っており、武器のように十字架を掲げています。絵の右側には、ザビエルの後ろに既にキリスト教に改宗したインド人が並んでおり、左側にはキリスト教徒が「異教徒」と呼ぶインド人が描かれています。よく見ると改宗したインド人の服装は清潔にみえ、彼らの顔も丁寧に綺麗に描かれてあります。一方、その反対側のインド人はほとんど裸であり、彼らの顔はわざわざ激しくゆがめた風に描かれています。画家は明らかに「宗教」と「文明」とが繋がっているように描いたのでしょうか。この2つの絵を見ると、ポルトガル人はザビエルを、インドの布教士と考えられたトマスの跡継ぎと見たかったと分かります。

こうした考え方を、『日本教会史』などの著者として知られるジョアン・ロドリゲスも紹介しています。ロドリゲスによるとポルトガル人は神に選ばれた民族であり、神がギリシャ人やローマ人を中国や日本まで尊かなかったのは、そこに最初に到着するの

はポルトガル人の特権であったからだそうです。そうすると、当時の 1500 年前にトマスがインドに達していましたが、イベリア半島のザビエルは第 2 のトマスとなるのでしょうか。そして、ザビエルはポルトガル人の植民地主義者の代表者であり彼らの保証人になったとさえ解釈できるのです<sup>9)</sup>。

ところで、フランシスコ・ザビエルの列聖式は 1622 年に行われました。I・ロヨラの場合もそうですが、他のカトリックの聖人の列聖の過程を考えると、ザビエルの列聖式は早い時期に行われました。例えば 1597 年に長崎で亡くなった 26 人は、19 世紀後半によく聖人となりました。キリスト教の聖人はルターを初め 16 世紀の宗教改革の間にかなり議論されています。1523 年から 1588 年の 65 年間には一人の列聖式も行われませんでした。その間に、カトリック側の宗教改革の中で大切な役割をもつトリエンントの公会議（1545 年—1563 年）が開かれています。

イギリスのルネサンス研究者であるピーター・バークは、1588 年に再び盛んになる列聖式を鋭く分析しています。バークは 1588 年から 1767 年までの間に 56 人の列聖式をあげています<sup>10)</sup>。バークの分析を簡単にまとめれば、聖人はその聖人とされる人物の性格や生涯などというより、それぞれの人物を聖人とする時代の思潮、聖人に対する必要性を考えるべきだという結論になります。バークは聖人になるために適当であった 5 つの「業績」をあげています。その第一は、ロヨラとザビエルにも当てはめられる修道会の設立者です。2 つ目は聖職者としての活動であり、3 つ目は宣教師の活動であり、4 つ目は慈悲の運動を考えるものです。そして 5 つ目の聖人になるための根拠として、例えばアビラのテレーサのように神秘主義者であることを指摘しています。さらには、それらに加えてバークは、56 人の聖人の具体的な生涯をみると、聖人になるためには男性であり、上流階級の身分であり、西南ヨーロッパ出身であるという条件も示しています。

バークの研究にそって考えると、ロヨラとザビエルの列聖式は、17 世紀初期のカトリック宗教改革時代とバロック時代の思想と趣味にぴったりあったものとして見えてきます。1640 年に設立されていたイエズス会は、自己のイメージを高めるためにも、ドミニコ会やフランシスコ会などの「競争」のためにも、聖人と呼べる代表者を必要としていたのです。一方、このような聖人はポルトガル人とスペイン人にとっては、植民地政策を宗教上の理由から弁明することが出来る「便利」な道具と考えられたでしょう。

### おわりに

1582 年に四人の子供が日本からヨーロッパに派遣され、彼らは「天正少年使節」として有名になりました。彼らが 1590 年に帰国した時、日本ではすでに 1587 年の伴天

連追放令が発令されていました。その四人は、日本の政治とキリスト教が対立していた17世紀初期をさまざまな形で過ごすことになります。伊藤マンショは年をとって病気でなくなり、原マルティンヨは1614年に日本から追放され亡命先でなくなり、中浦ジュリアンはカトリックの観点からみれば殉教者としてなくなり、千々石ミケルはキリスト教を棄教したためカトリックの観点からみればキリスト教の迫害者となりました。彼らの運命を見れば、その四人は当時の日本のキリスト教徒の生き方の代表的な例でもあり、「西洋の善が輸入されると同時に、西洋の悪が輸入される」といった言葉を、私に思い起こさせることにもなるのです。

### 注

- 1) 芥川龍之介『煙草と惡魔』(日本文学全集22, 芥川龍之介集), 新潮社, 1959年, 51ページ。
- 2) 芥川, 前掲書, 56ページ。
- 3) 芥川, 前掲書, 57ページ。
- 4) 芥川, 前掲書, 51ページ。
- 5) Antonio de Nebrija, Gramatica Castellana, por Pascual Galindo Romeo y Luis Ortiz Munoz, Madrid, Edicion de la Junta de Centenario, 1946, p. 5.
- 6) Sanjay Subrahmanyam, The career and legend of Vasco da Gama, Cambridge UP, 1997, pp. 128ss を参照。
- 7) ルイス・デ・カモンイス『ウズ・ルジアダス』(小林英・池上峯夫・岡村多希子訳), 岩波書店, 1978年, 411ページ。“Esta, meia escondida, que responde De longe a China, donde vem buscar-se; E Japao, onde nace a prata fina, Que ilustrada sera co a Lei divina”, Luis de Camoes, Os Lusiadas (1572), Emanuel Paulo Ramos, ed., Porto, Porto Editora, 1987, p. 349.
- 8) P. P. Shirodkar, “Evangelisation and its Harsh Realities in Portuguese India,” in Teotonio R. de Souza ed., Discoveries. Missionary Expansion and Asian Cultures, New Delhi, Concept Publishing, 1994, p. 80: “Today it is inconceivable how Xavier, later to be canonised as saint could have such an inhuman proposal which resulted in the sufferings and cruel deaths of many.”
- 9) ジョアン・ロドリーグス『日本教会史』上・下(池上峯夫他訳), 大航海時代叢書, 岩波書店, 第3巻第4章「聖パードレ, フランシスコが使徒聖トマの後にこの東方の異教の地における第二の使徒となった次代について」(下, pp. 263ss) を参照。
- 10) Peter Burke, “How to Become a Saint of the Counter Reformation,” in P. Burke, The Historical Anthropology of Early Modern Italy, Cambridge UP, 1987.

## フランシスコ・ザビエルの宣教の 背後にある神学思想

青山 玄

450 年前に聖フランシスコ・ザビエルが日本にもたらしたキリスト教信仰には、古来あの世に対して大きな関心を示し祖先崇拜の伝統を大切にしていた日本人にとって魅力的な来世信仰と共に、日本人には受け入れ難い、異教徒の救いについて極度に悲観的な神学思想が含まれていた。ここでは、キリスト教の成功と失敗に深く関連している、その来世信仰と異教徒觀について考察してみたい。

### 1 聖母・諸天使・諸聖人と悪魔の働きについての生きている信仰

現代にはあの世の靈界に対する靈魂の感覚を軽視し、天使・悪魔の存在や働きを迷信として意図的に無視しようとしている人が少なくないが、カトリック教会内にこのような風潮が広まったのには、1970 年代に入って聖書学者たちが広めた、天使や悪魔についての信仰が聖書にあるような形で神の民に導入され受け継がれたのは、バビロン捕囚の頃からであるとの研究による所が大きいようである。この研究それ自体は真に結構なもので受容すべきであるが、だから天使や悪魔についての信仰は神よりものではなく、異教徒の民間に定着していた迷信でしかないと主張するなら、そこにこそ聖書の教えに**もどる**重大な論理の飛躍があるのではなかろうか。聖書によると、全人類は血縁的にも一体をしており、次第に増えて地に満ち、地を従わせる使命を神から与えられていて（創、1：28）、善人にも悪人にも太陽を昇らせ恵みの雨を降らせる神から愛されているからである。アブラハムが神から特別の恵みを受けたのも、「世界のすべての民は彼によって祝福に入る」（創、18：18）という言葉から察すると、異教徒を救いから除外するものではなく、神は実際に神の民イスラエル以外の民の中でも、その救いと発展のために働いている。例えばアモス書には、「私はイスラエルをエジプトの地から、ペルシテ人をカフトルから、アラム人をキルから導き上ったではないか」（アモス、9：7）とあるが、他にも異教徒の間での神の働きを立証している個所は、旧約聖書にも新約聖書にも数多く読まれる。したがって、聖書の民が天使や悪魔についての信仰を異教文化から受容したとしても、そこには神の摂理の導きが働いており、

それは正統信仰の異教化であるよりも、異教文化のキリスト教化であると考えてよいのではなかろうか。四福音書の描く神の子キリストも、異教徒の中での神の働きを是認し、靈界・天使・悪魔などについても度々語っているからである。また同じ信仰に根ざして生き、神からの内的な vector（動径）に対する靈魂の感覚を実践的に磨いていた旧約の預言者たちをはじめ、キリスト以後の無数の聖賢たちも、現存する史料から察せられる限りでは、数多くの体験に基づいて靈界の存在も天使・悪魔の働きも確信していたように思われる。私たちの考察するザビエルも、この同じ伝統的信仰に根ざして宣教しており、その信仰を体験的に深めてもらっている。

危険や不安の大きい時代であったので、ザビエルは聖母・諸天使・諸聖人の保護を頻繁に願ったり、それについて語ったりしており、度々奇跡的事象を体験して、あの世の現存と働きとを日々身近な現実と痛感しながら生きていたが、キリスト教国からの軍事的保護を全く受けずに、ゴアから 1300 レグア(7280 キロ以上)も離れていて「イスラム教徒もユダヤ人もいない」と聞く、従って宇宙の創造神を全く知らない異教徒たちだけの国で宣教するという、それまで体験したことのない企画に踏み出すには、さすがのザビエルも大きな不安を覚えたことであろう。聖人から意見を求められたイエズス会員やポルトガル商人の中でも、反対する人々が少なくなかったであろう。しかし、1549 年 1 月 14 日付のイグナチオ宛ての書簡では、ザビエルは神の保護に対する大胆な信頼によって既にその不安に打ち勝ち、あの世からの助けにむしろ大きな慰めさえも感じてもいたようで、次のように書いている。

「大風、大暴風雨、暗礁、たくさんの海賊などによって死の危険がさし迫るこの航海をすることに、内心どれ程大きな慰めを感じているかを書き尽くすことは決してできません。四隻の船のうちで二隻がどうにか救われれば、たいへんな幸運だと言われている程です。今まで一度も出会ったことのない大きな危険に遭うことが確かであるとしても、私たちの聖なる信仰をかの地に大いに広めるために、主なる神への大きな希望を抱いておりますから、心のうちの様々な思いを考え合わせて〔決意し〕、私は日本へ行くことをやめません。」<sup>1)</sup>

古来この世からあの世に移った祖先や友人・知人に対する心の感覚を大切にし磨いて来ている日本人に宣教するには、靈界の動きに対する先鋭な感覚を保持し、絶えず靈界と共に生きているザビエルのような聖人は、全く打って付けの宣教師であろう。ザビエルが当時の日本人の尊敬に満ちた注目の的になったのも、理解するに難くない。

聖書の理解についてはザビエル時代の信仰者よりも遙かに多くの学術的知識に恵まれている現代のキリスト者たちの信仰が、その外的知識の豊かさの故に深みと力を失い、形骸化していることを反省すると、体験に根ざしたザビエルの信仰にもっと実践的に学ぶべきではなかろうか。といっても、父なる神に祈り従おうとする実践的心よりも、自分で知ることを先にする者は、いつまでも靈界からの働きを体験的に知ること

## フランシスコ・ザビエルの宣教の背後にある神学思想

とができないであろう。人間の分析的理性は事物現象の周囲を廻るだけで、そこに宿っている神よりの力を心で体得することができないからである。スポーツ選手が日々のたゆまぬ実践によってその技能を磨き体得するように、芸術も宗教も、日々のたゆまぬ実践により心のセンスで悟るべきものなのではなかろうか。聖書にも「神の国は言葉のうちにではなく、むしろ能力のうちにあるのだから」(コリント第1, 4:20)という言葉や、その他これに類する言葉が多く読まれるからである。ザビエル書簡に躍動している、靈界の力に導かれ守られ支えられて生活し働く精神を、我々も身につけたいものである。

ザビエルは、たとえ受洗者がまだ教理理解に不足していても、自分たちを愛して下さる神の働きや配慮を信じて、それに従って生きようとする心さえ正しく表明されるなら、後事を神に委ねて大胆に洗礼を授けていた。1545年1月の書簡48によると、ザビエルはこのようにしてインドのトラバンコール海岸で、一ヶ月に1万人以上の人間に洗礼を授けており、同じ書簡の5には、

「この地方はたいそうよく準備されているので、今年中に10万人以上の人人が信者になるであろうと、主なる神において信じている。」<sup>2)</sup>

とも書いている。日本においてもこの大胆な布教法は基本的に変えておらず、シュルハンマー師の試算によると、2年余りの滞日中に900人余に授洗している。これも、あの世の力が実際に信じる者、祈る者の上に働いてくれるという、生き生きとした来世信仰に日々実践的に生きていたからであろう。

## 2 ザビエルを困らせた日本人の質問とザビエルの背後にある神学思想

周知のように、今までに発見された異教徒の中で日本人よりも優れている人々は見付けられないであろう、などと日本人の能力を殊の外高く評価したザビエルは、山口で次のような質問を受けている。

「もしも神を礼拝しない人がすべて地獄へ行くということが本当ならば、神は日本人の祖先たちに慈悲心を持っていなかったことになります。祖先たちに神についての知識を与えず、彼らが地獄に行くに任せていたからです。」<sup>3)</sup>

ザビエルはこれに対して、最初の人間たちに与えられた神の教えは人の心に刻み込まれているので、人々は他の誰からも教えられなくても、神の掟を知っており、何が善で何が悪かを心得ていて、悪いことをしたら良心の責め苦を感じている、などと巧みに言い逃れ、日本人の疑惑を晴らしたかのように書き送っているが、勿論そんな答弁で、知識欲の旺盛であった当時の日本人がそれ以上は質問しなくなったとは思われない。事実ザビエルはまた別の時に、山口のキリストianたちから次のような質問を受けたことを報告している。

「私たちが、地獄に落ちた人は救いようがないと言うと、彼らは大変深く悲します。亡くなった父や母、妻、子、そして他の人たちへの愛情のために、彼らに対する敬虔な心情から深い悲しみを感じるので。多くの人は死者のために涙を流し、布施とか祈禱とかで救うことはできないのか、と私に尋ねます。私は、彼らを助ける方法は何もないのだと答えます。彼らは、このことについて悲嘆にくれますが、私は、それを悲しんでいるよりも、むしろ彼らが自分自身〔の内心生活〕に怠ることなく気を配って、祖先たちと共に苦しみの罰を受けないようにすべきだと思っています。彼らは、神はなぜ地獄にいる人を救うことができないのか、そしてなぜ地獄にいつまでもいなければならぬのかと、私に尋ねます。私はこれらのすべてに十分に答えます。彼らは自分たちの祖先が救われないと分かると、泣くのをやめません。私もまた、〔地獄へ落ちた人に〕救いがないことで涙を流している親愛な友人を見ると、悲しみの情をそそられます。」<sup>4)</sup>

昔の日本人の祖先に対する心情を思い遣ると、誠に涙を禁じ得ない話であるが、異邦人の救いについては、「東からも西からも大勢の人が来て、天の国でアブラハム、イサク、ヤコブと共に宴会の席に着く」(マタイ8:11)というキリストの言葉があるのに、いったい何処からこのような悲観的思想が生じたのであろう。15世紀末から17世紀前半にかけてイベリア半島の神学界を風靡した、異教徒の救いに極度に悲観的なこの思想は、16世紀中葉のトレント公会議で激しい議論の末にルネサンス神学を抑えて優勢になってからは、そういう考え方の人が多く要職に就いて一時的に教皇庁の決定にも大きな影響力を行使していた。

ザビエルが高く評価しているイグナチオの主著『靈操』は、第2週の始めに、黙想者たちに次のような準備の考察をさせている。即ち救い主キリストを知らず、洗礼を受けずにいる無数の不信仰者・教外者が、死ぬと皆永遠の地獄に落ちて行くのを、神がその玉座からどのような思いで眺めておられるか、またそのことを知らずに大きな盲目と悪魔の欺瞞の中で生活している全世界の無数の人々の人生が、どれ程絶望的であるかを、具体的に推測してしっかりと心に刻みつけること。イグナチオがこのような考察並びにこれに類する考察を、その『靈操』の中に繰り返し織り込んだのは、黙想者の心をそれによってキリストと共になす人類救済の業へと奮起させるためであったと思われるが、しかし、世界の終末接近を説く予言と同様、極度の危機感や悲観主義を伴う恐れのあるこのような思想はいわば一種の薬薬で、それを服用した宣教師の中に新しい目覚めや捨て身の奮起心などの特有の良い効力を發揮するかたわら、その歪んだ観点から生ずる異教文化や異教社会に対する種々の誤解や過度の対立という、好ましくない副作用を起こし易くするのではなかろうか。19世紀以降に出版されたイグナチオの『靈操』に基づく黙想書には、異教徒の救いについてのこのような悲観的語句が削除されたり大きく緩和されたりしているが、16,7世紀に来日したイエズス会

員がすべて前述した『靈操』による修練を受けていたことを思うと、宣教師たちの善意は高く評価するとしても、わが国のキリスト教伝道に対するこの思想の影響は、軽視できないであろう<sup>5)</sup>。

### 3 ザビエルの背後にある悲観的神学思想の修正

受洗せずに死んだ先祖を祈りや布施で救うことはできないのかという、山口キリスト教徒たちの質問には、前述した悲観的神学思想に汚染されていない神学者であったなら、次のように答えることができたであろう。

同様の問題はすでに古代からあり、408年頃の手紙102にはキリスト受肉以前の異教徒には救いはなかったとしたアウグスティヌスも、その20年後にはその見解を撤回しており、トマス・アクィナスもこの撤回やその他の引用に基づいて、受洗せずに死んだ異教徒にもキリスト者の祈りによって救いの恵みが与えられると説いている。ということは、異教徒であった日本人の祖先は神からの招きをはっきりと自覚して拒否したのでない限り、永遠に救われることのない地獄に落ちたのではなく、煉獄で神による救いを待っているのであり、キリスト教徒たちの祈りと功徳によっても煉獄から救われ得るのである<sup>6)</sup>。

受洗せずに死んだ異教徒でも、もし親心ですべての人を愛しておられる宇宙の創造神の働きに感謝し従う心さえ保持しているなら、永遠の地獄に落とされることはないとあろうし、またその魂が煉獄の火によって浄化されつつあるのなら、子孫やこの世の人々の祈りや功徳によっても助けられ救われるというのが、カトリック教会の伝統的神学思想であるから、前述したザビエルらの悲観的返答はこのように訂正すべきであろう。

異教徒の救いに悲観的なイベリア半島の神学思想は、17世紀中葉からフランスやイタリアのイエズス会員をはじめとする神学者たちが、アウグスティヌスの教説に基づいて原罪による人間性の堕落をあまりにも強調するヤンセニズムを、異端思想として論駁した時代的流れの中で、次第にその悲観主義を緩和したようである。しかし、ヤンセニズムはインノケンティウス10世の1653年5月31日付大勅書“Cum occasione”によって断罪されても、フランスの政財界に大きな影響力を保持するイエズス会員に対する心情的反発から、彼らが広めていた神に対する大胆な信頼と愛よりも、神に対する謙虚な畏れと規則厳守とを極度に重視する人々によって、信仰生活面でのヤンセニズムの流れは18世紀まで続き、1773年の一時的なイエズス会解散の一つの遠因にもなった。それで、異教徒の救いについての多少悲観的な見解は緩和されながらも、既に西欧で根づいているキリスト教形態の中での神に対する純粋な敬虔と忠誠を尊ぶ信徒と宣教師たちによって、20世紀中葉に至るまで根強く受け継がれてきた。

しかし、現代のキリスト者は、教会の現代化を目指して異教文化に大きく心を開いた第二ヴァチカン公会議（1962～65）の精神に従って、異教徒の救いに悲観的な、信仰生活面でのこのような偏狭な見解の修正に努めるべきであろう。この公会議はそのような見解を修正して次のように宣言しているからである。

「救い主はすべての人が救われることを望むのであるから、（中略）本人の側に落ち度がないままに、キリストの福音ならびにその教会を知らないが、誠実な心をもって神を探し求め、良心の命令を通して認められる神の意志を、恩恵の働きのもとに行動によって実践しようと努めている人々は、永遠の救いに達することができる。また本人の側に落ち度がないままに、まだ神をはっきりと認めていないが、神の恩恵に支えられて正しい生活をしようと努力している人々にも、神はその摂理に基づいて救いに必要な助けを拒むことはない。事実教会は、彼らのもとに見出されるよいもの、真実なものはすべて福音への準備であって、ついには生命を得るようにとすべての人を照らすかたから与えられたものと考えている。しかし、しばしば人々は悪魔に欺かれて、自分たちの考えの中にむなしく迷い、神の真理を偽りと置きかえて創造主よりも被造物に仕えたり、あるいは神なしにこの世に生きそして死んでゆくなど、絶望のきわみに曝されている。したがって神の栄光とこれらすべての人々の救いとを念ずる教会は、『全被造物に福音をのべ伝えよ』との主の命令を忘れることなく、布教活動を励まし支えるよう熱心に努力するのである。」<sup>7)</sup>

この引用文の後半に読まれる言葉からも明らかなように、異教徒も神による救いから除外されていないからと言って、キリストのもたらした福音を宣教する必要がないというのではない。ザビエルの神学思想の修正は、キリスト教信仰を日本社会にも受容され易くするためであって、第二ヴァチカン公会議は、全人類に対する福音宣教を神より教会に与えられた重大な使命であり義務であると自覚して、次のように述べていることを忘れてはならない。

「すべての人と諸国民とに神の愛をあらわし伝えるためにキリストから派遣された教会は、自分がこれから尚果てしない宣教活動を行わなければならないことを知っている。（中略）教会が救いの秘義と神からもたらされた生命とをすべての人に提供しうるためには、キリスト自身がその受肉によって周囲の人々の特定の社会的、文化的状況に自身を合わせたのと同じ熱意をもって、これらすべての社会の中に浸透しなければならない。」<sup>8)</sup>

「とは言え教会は、現世的国家の政治に介入することは毛頭考えていない。また神の助けのもとに愛と忠実な奉仕によって人々に仕えること以外には、他のいかなる権威も要求するものではない。キリストの弟子たちは、自分の生活と働きにおいて人々と緊密に結ばれつつ、キリストを公然と告げることができない場所に

おいても、人々に真の証しを立て、人々の救いのために働くことを望む。」<sup>9)</sup>

日本を含む多くの国々で、すでに高度の異教文化や異教的伝統の根づいている社会に布教することの難しさを数多く体験して来たカトリック教会が、ここで「浸透」という表現を使っていることは、注目に値する。キリストの話に登場する「パン種」や「地の塩」などの譬えからも知られるように、教会は全世界の様々な民族・文化の社会または国家の中でその民族に陰に陽に伴って働く使命を神から戴いているが、教会が相異なる文化の中に生きている諸民族の心に点火すべきキリスト教信仰の火は、人間の造る文化や国家などとは次元を異にする、言わば「神よりの火」である。

ザビエルが来日した16世紀頃のカトリック教会では、このことがまだ十分に深く自覚されていなかったために、中南米の異教文化圏に既にキリスト教化している西欧文化を強いて広めようとして無数の文化財を破却したり、日本では国家権力と対立して迫害されたりした。その後、特に技術文明の急速な発達により国際化が大きく進展した20世紀には、文化と文化の対立問題は一面においては緩和されて共存ムードが高まっているが、他面現代の状況を伝統的民族文化存亡の危機と受け止めて、外的豊かさと便利さを優先する画一的な国際化に抵抗する動きも強まっている。このような世界的な状況の中で宣教するには、今一度キリスト教信仰の超文化性に対する自覚を深める必要があるのではなかろうか。もし仮に西欧文化に受け継がれて来たキリスト教信仰の火を「青白い火」と称することが許されるなら、その火を東洋文化に点火することはできるが、火の色は大きく異なり、オレンジ色か赤色の火になるかも知れない。こうして国際色豊かな様々な色の火が天に向かって燃え上がり、神に賛美と感謝の祈りを捧げるのを、神は望んでおられるのではなかろうか。

この観点から、日本人の伝統的文化の中でもキリスト教化すべきものは何かと振り返る時、それは、近年の技術文明によって大きく弱められつつもなお根強く続いている来世信仰であるように思われる。16世紀にはスペイン・ポルトガルの歪んだ神学思想のため、ザビエルは日本人の心底に脈々と続いている来世信仰に点火しても、その火を大きく燃え広げることはできなかったが、あの世の神や諸天使・諸聖人の導きや助けを日々生き生きと痛感していたザビエルの信仰の火は、今なら妨げを受けずに、多くの日本人の心に点火することができるのではなかろうか。激動する現代文化の潮流に翻弄され、安心して頼ることのできるものを求めていた今の日本人の心に、ザビエルの持ってきたような、何者にも屈しない強い来世信仰の火を点火する宣教師の出現と活躍を祈って止まない。

## 註

1) 書簡第71, no. 7, 10. 河野純徳訳『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』、平凡社1985年、pp.

- 351～353.
- 2) 書簡第 48, no. 5. 前掲書 p. 193.
- 3) 書簡第 96, no. 23. 前掲書 p. 533.
- 4) 書簡第 96, no. 48, 49. 前掲書 p. 543.
- 5) 拙稿「16, 7 世紀と明治前期のカトリック布教の特徴」参照, 1984 年 6 月, 『キリストン文化研究会会報』所収。
- 6) 創文社『トマス・アクィナス神学大全』第 2 冊, pp. 277～281; 第 25 冊, pp. 45～62 も参照。
- 7) 第二ヴァチカン公会議『教会憲章』第 16 番。
- 8) 第二ヴァチカン公会議『教会の宣教活動に関する教令』第 10 番。
- 9) 前掲教令, 第 12 番。

## ヨーロッパにおけるスイス新連邦憲法の 誕生の意義：管見

小林 武

### 目次

はじめに——ヨーロッパとスイス憲法研究

I 1874年憲法の全面改正への道程

- 1 連邦憲法の成立（1848年）と最初の全面改正（1874年）
- 2 今回2度目の全面改正に要した「3分の1世紀」
- 3 長い道程の示すスイス的特徴——「合意民主主義」の光と影

II 全面改正の内容と新憲法の構成

- 1 改正の主要内容
- 2 注目された改正点
- 3 新しい憲法のすがた

III 新憲法がもたらすもの

- 1 開かれたスイスのためのそなえ
- 2 有力団体・政党の統治過程への錨着
- 3 「エコロジー憲法」への展望

むすびにかえて——右翼政党進出の共通現象

### はじめに——ヨーロッパとスイス憲法研究

スイスは、昨年（1999年）4月18日の国民投票で、1874年連邦憲法に対する全面改正案を採択し、これが本年（2000年）1月1日より発効している。実に126年ぶりの改正である。

現在、ヨーロッパは誰しも指摘するとおり、根本的かつ驚かしい変化の中にある。そして、その変化の軸は欧州連合（EU、ドイツ語表記でEG）にあり、1992年マーストリヒト条約を95年にはアムステルダム条約へと進めて、今日、ヨーロッパの15か国、3億7000万の人々が1つの共同体の実質化に歩み出している。もっとも、東欧をEUが、いかに迎え容れるかは、2002年に向けて6か国が加盟交渉中という状況があつてもなお大きな課題のままであります。ヨーロッパ統合が巨大な流れとなっていることは明白である。それにもかかわらず、スイスは、これまでのところ、欧州

経済協力機構(OECD)に参加し、またEGを構成する個々の国々との貿易は活発におこないつつも、肝心のEG加盟は今なおこれを拒否して、大きな潮流の中で孤高を保持している感がある。正確にいえば、EG加盟の前提となる欧洲經濟地域(EEA、ドイツ語表現でEWR)への参加を、政府の熱心な慾望に抗って国民がこれを拒否してきたのである。(1992年12月6日の国民投票)。しかも、国民の、この拒否姿勢の強さは、当初EG加盟の後に改憲をおこなうとしていた政府が、その日程を逆転させたほどである。

スイスという国は、しばしば「スイス的であると同時にヨーロッパ的である」<sup>1)</sup>といわれてきた。つまり、その、多様な要素を連邦にまとめあげている共同体のかたちが、ヨーロッパ統合の先駆的範型とみなされるのである。にもかかわらず、この「小ヨーロッパ」であるスイスがEG加盟を拒否するのは何故か。それをめぐっては、根本的には、スイスの国制原理としての連邦主義・直接民主主義・中立主義に起因するとの理解が一般になされている。とりわけ、しばしば、スイスでは、EGとの協力強化は国内産業の破壊をもたらし、国際連合(UN、ドイツ語表記ではUNO)加盟は中立政策に反するものとみなされていること、また、物事を国民投票によって決定する、歴史によって培われてきた政治のあり方を手放したくないという強い信念があり、EGが共同体としての結束を強めれば強めるほどそれがスイスを閉口させていることなどの、よくなされる指摘を、ここでは諾うにとどめよう。同時に、注目すべきこととして、新憲法の中には、それでもなお、スイスが世界、なかでもヨーロッパへの開かれた姿勢をとり、とりわけ、将来EGまたはUNOに加盟するための環境づくりをはかったことを示す規定が少なからず含まれている。

そこで、本稿では、スイスとヨーロッパの関係にかんする本格的検討は別の課題としつつ、上に述べた点を切り口として、スイス新憲法が何をもたらすかについて小考をめぐらすことにしておこう。また、それに先立って、わが国で必ずしもよく知られていないスイス憲法について、それがいかにしてもたらされたのか、いかなる点が改正されたのかを概観しておきたい。そして、そのことにより、南山大学ヨーロッパ研究センターの目指す「現代ヨーロッパについての理解の普及」<sup>2)</sup>に、僅かなりとも資することを願うものである。

なお、ヨーロッパ研究センターの活動の目的は、また、「日本とヨーロッパ諸国との間の相互理解を深めること」<sup>3)</sup>にある。それに関連して、スイス憲法へのわが国憲法学からの関心についていえば、従来は、永世中立への注目を除いては、実質的憲法としての意味のない規定が憲法典の中に紛れ込んだ例として動物屠殺方法規定(1973年改正前の25条の2)を、不当にもいささかこっけいめかして引用する<sup>4)</sup>くらいにとどまっていた。しかし、スイス憲法史をふまえて憲法典に目をこらすなら、そこには、たとえば、とくに、連邦制と地方自治、「半直接民主主義」、「合意民主主義」(「協和民主政」とそれを形作る「魔法の公式」・「議会前手続」・「非專業システム」、違憲審査制、

軍事法制と民間防衛、国際化の中の「小国」のありよう等々の、現在わが國からみて極めて興味深い内容・特質がそこに蔵されていることがわかる。

また、わが国の憲法改正論議——あたかも本年より国会衆・参両院で憲法調査会の論議が開始されている——では、これまで、往々にして、スイス憲法が頻繁に改正を加えられる例として扱われてきた。ただ、これは部分改正のことであって、全面改正には極めて慎重であるし、くりかえすが、今般の新憲法は、19世紀の74年憲法の1世紀プラス4半世紀ぶりの改正である。しかも、その作業に3分の1世紀をかけて、国民的合意を可及的に広く深く形成しようとする態度が貫かれている。皮相な観察にもとづいて比較法論議をすることの危険は、大きい。本稿も、そうした点に自戒しつつ叙述したいと思う。新憲法についての本格的評価は、私のひきつづいての課題であり、本稿は、序説的分析にとどまっているが、わが国におけるスイス憲法理解の一助となれば、望外の幸せである<sup>5)</sup>。

## I 1874年憲法の全面改正への道程

### 1 連邦憲法の成立（1848年）と最初の全面改正（1874年）

スイス近代国家の前史<sup>6)</sup>は、13世紀にスイス中東部の諸地域が在地の領主ハプスブルク家の支配に対抗して相互援助のための「誓約者同盟」(Eidgenossenschaft)を結んだことに始まるが、これが連邦国家として確立をみるのは、1848年である。1830年のフランス七月革命がヨーロッパ全域に及ぼした影響の下でスイス各邦で展開された「新生」(Regeneration)の潮流は、「分離同盟」(Sonderbund)の動きを克服して、スイスに遂に連邦国家をもたらした(連邦憲法の採択は、投票率84%，賛成63.2%・13.5邦でなされた。ただし、当時の有権者は男性の高額所得者のみであって、上記賛成票は、全有権者の12.5%にすぎない)。この1848年の連邦憲法は、——その骨格は今日の憲法にまで継承されているが——当時の諸勢力の妥協によって成立したがゆえの多くの弱点をかかえていた。そのため、諸邦の民主化運動は連邦憲法の改正を要求するところとなり、74年に、連邦権力の強化、自由権カタログの拡充を主内容とする全面改正が採択された。

この1874年憲法が昨年まで維持されたわけであるが、その間、戦間期の1935年に、スイスにファシズム体制をもたらすための全面改正を求めるイニシアティブが提案され、否決されている。一方で、部分改正は、年平均一度を超える頻度でおこなわれてきた。その内容は、連邦権限の拡大・直接民主主義的制度の増補・平等の拡充・法治国家的構造の強化・社会国家理念の重視・自然的生活基盤の保護・議会前手続の肯認・遺伝子処理等にかんする原則、とくに被造物の尊厳理念の導入等々、多様多岐にわたり、したがって、また、その体裁は、必然的に大部かつ見通しの利かないものとなっ

た。

## 2 今回2度目の全面改正に要した「3分の1世紀」

こうした状況を背景にして、1960年代に入ると、連邦憲法を体系性あるものとし、内容的にも時代的要請により適合したものとすべく、全面改正への動きが本格化した。この経過を、ごくかいつまんで記しておこう<sup>7)</sup>。

まず、2名の連邦議会議員の提唱を受けて、1965年に、連邦議会両院が「連邦憲法の全面改正に根本的な事前作業をふまえてとりかかること」を連邦参事会に委任する発議をした。そして、67年に連邦参事会が発足させた作業部会による最終報告書の作成(73年)を経て、77年、専門家委員会による新憲法草案が公にされ、各界の有力団体の意見聴取に付された。この草案は、強力な現代的社会国家を目指すものであって、結実はしなかったものの、現代スイス憲法が進もうとする基本方向を示すものとして重要な意義をもつ。その後、諸政党・団体の私案が出される状況を受けて、85年には、連邦司法・警察省が、「モデル草案」と名付けた準公式草案を提示している。

以上の経過をふまえて、1987年、連邦議会が、「連邦憲法の全面改正にかんする連邦決議」をおこなった。その趣旨は、①現行憲法を将来全面改正する、②新憲法草案は、連邦参事会が連邦議会に提出する、③それは、現行の成文および不文の憲法を追認し、解り易くし、体系的秩序のあるものにし、テーマの密度とその表現とを統一した内容のものにする、というにあったが、新憲法制定の期日にかんしては沈黙していた。

しかし、1992年に至って、EWRへの加盟が国民投票によって拒否されたことを機に、全面改憲に向かう足取りが急速に具体化されることになる。すなわち、将来のEG加盟のための不可欠の階梯と位置づけられていたEWR加盟が実現しないという事態に直面して、さらには、先に86年にUNO加盟についても国民投票により拒否されていたことと相俟って、政府は、全面改正をEWR加盟後とすることにこだわらず積極的に進行させるという態度に転じ、草案を95年までに作成するという方針を立てるに至った。そして、94年に「PKOのためのスイス軍隊[の派遣]にかんする法律」(「ブルーヘルメット法」)が、これも国民投票で拒否されたことがこの動きに拍車をかけ、95年、司法・警察省は全面改正のための呼びかけ・草案・解説から成る『連邦憲法の改革』と題する3冊の国民向け文書を大量に刊行し、その中で、98年に新憲法案の議会採択、同年から99年にかけての国民投票の実施という日程を公にした(「95年草案」)。

95年草案については、意見聴取手続が履まれたのち、これをふまえて、翌96年、連邦政府は、非本質的な修正を加え、それを最終の政府提案として発表した(「96年草案」)。それは、新憲法草案たる「改訂された連邦憲法」の他に、イニシアティブおよびレファレンダムにかんする国民の権利についての改革案と司法についての改革案とを、別案の形で加えて、これら3者を一括案件としたものであった。これをめぐって

連邦議会は、審議をとおして修正を加えた上で、98年12月18日に最終投票をおこない、国民院は134対14、全邦院は44対0で可決した。

そして、翌99年4月18日、上記の3者のうち「改訂憲法」の部分について国民投票が実施され（投票率35.3%）、賛成96万9385票（59.2%）・反対66万9179票（40.8%）、邦単位の計算では、賛成13邦・反対10邦で採択された。連邦議会は、これを2000年1月1日より新連邦憲法として発足させたのである。

### 3 長い道程の示すスイス的特徴——「合意民主主義」の光と影

以上に粗描したスイスにおける憲法づくりへの長いあゆみを示すものは何か。わが国の目で、1点、書き留めておきたい。

今回、憲法全面改正に3分の1世紀に亘るとする年月を充てたことの中に、何より、合意民主主義（Konkordanzdemokratie）に即して物事を決めようとする、スイス的政治態度を見出すことができる。これは、誓約者同盟成立以来培われてきたところの、可及的に広範なコンセンサス、できうれば全員一致を求めて政策決定をおこなおうとする統治スタイルであるが、今般の改憲でも、ともあれ——つまり、35.3%という低投票率と投票の賛否2分という結果を伴いつつも——これを貫こうとする姿勢は確認してさしつかえなかろう。

もっとも、今日では、後(III 2)にもふれるように、その合意は、大政党や巨大団体、とくに経済組織の間の利害調整に堕しており、そのことが国民の足を投票場へ向かわせなくさせてもいる。此度の改憲にかんしても、政党・団体レベルでは、その主要なものはすべて賛成していた。政党でいえば、スイス・キリスト教民主人民党（CVP）、スイス・キリスト教社会党（CSP）、誓約者民主同盟（EDU）、スイス・プロテスタント人民党（EVP）、スイス自由民主党（FDP、急進民主党）、緑の党（Grüne）、無所属同盟（LdU）、スイス自由党（LDS）、スイス人民党（SVP）、スイス社会民主党（SP Schweiz）に及ぶ（アルファベット順）。これに対して《Nein》の立場は、わずかに、ヨーロッパ党（Europa-Partei）、スイス自由の党（FPS、自動車党）、スイス労働党（PdA）、スイス民主主義者（SD）など、左右の少数政党が採るにすぎない（ただし、チューリッヒのSVPは中央に抗って「反対」の立場をとり、FPSおよびSDとともに「反対会議」[Nein-Komitee]を結成していた）。

諸団体・組織でも、キリスト教全国労働組合同盟（CNG）、プロテスタント教会同盟（SEK）、公行政・企業従業者連邦同盟、諸邦政府会議、機械工業界、プロ・ナトゥール（Pro Natur）、スイス青年同盟労働連合（SAJV）、スイス雇傭者連合、スイス農業連合（SBV）、スイス労働総同盟（SGB）、スイス邦連合、スイス被傭者組合連合（VSA）、近郊〔連合〕（Vorort）などのすべてが《Ja》を表明し、改憲反対派は、管見の限りでは、スイス市民投票（CHBV）など市民団体を認めるのみである<sup>8)</sup>。

こうした状況は、一面で、スイス政治の実際の統治者である経済団体などの有力諸組織間では見事に合意が成り立っていること、他面で、国民世論のレベルでは合意が成熟しているどころか十分な関心さえ育っていないことを物語っている。ここに、伝統的な合意形成システムの形骸化という、現代スイス政治の病理現象が指摘される<sup>9)</sup> ゆえんがあるものと思われる。

以上の重大な留保を付した上で、なお、スイス改憲作業の長い道程を、わが国にとって貴重な他山の石となりうるものと考えたい。すなわち、スイス憲法の今回の改正で主要な争点となったものは、EG・UNOへの加盟の是非、またそれと一体のものとして外国人の処遇、とくに外国人投票権、さらにそれと関連するイニシアティブ・レファレンダム制度のあり方などであった。ひるがえって、わが国では、その改憲論議の争点は、やはり平和主義条項たる「第9条」にはかならず、国の進路にかかる根本的に相異した選択肢が眼前にある。スイスの論議にはない深刻な事情をかかえているのである。そうであるところ、本年初頭より活動を開始した衆参両院の憲法調査会は、その任務が、「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」(国会法102条の6) ことに限定されたものであるにもかかわらず、論議の中には、53年「も」経ったのであるから改正が当然で、向後「3年」で改憲案を出し、「5年」で実現すべし、などとする有力な意見も見受けられる。社会と国の次の時代のすがたを描く作業である憲法論議に、このような姿勢で臨むことは、あまりに弁えの欠けたものといわざるをえまい。スイスの、事柄の重要性に応じた慎重な姿勢から学ぶものは少なくない、と思われるるのである。

## II 全面改正の内容と新憲法の構成

### 1 改正の主要内容

新憲法は、これまでの叙述にも示されているように、1874年憲法を一新したものではない。それは、改正作業の骨格を確定した1987年の連邦決議が示したところの、従前の不文のものを含む憲法の追認・整序、明解化、体系化、テーマの密度と表現の統一、という基本原則に沿うものであった。つまり、とくに権利保障についていえば、旧憲法は、その体系的カタログをもたず、つぎはぎの形で置かれた明文の権利、判例上の不文のもの、および、ヨーロッパ人権条約を根拠とするものの総体として理解されていた。それを、基本権、市民権・政治的権利および「社会目的」の3つのカテゴリーに整序し、明文化したのである。ただ、今回の作業は、それにとどまるものであって、むしろ、ひきつづく抜本改革の基礎作業と位置づけられる「ミニ改正<sup>10)</sup>」(Mini-Neuerung) とされる。

その範囲内で、争いのないいくつかの新規事項が導入された。スイス政府側の整理

するところによれば、次のとくである<sup>11)</sup>。——①最大限の機会の平等をすべての人に提供すべきことが連邦の任務とされていたこと（2条2項），②何人も自己責任と国家および社会への責任を有することがうたわれたこと（6条），③被造物に対する責任，将来世代への共同責任をはじめ，持続的発展の権利を新たに強調したこと（前文ほか），④国際法および連邦裁判所により保障されている基本権を，30を超える条項で明文化したこと（第2編），⑤女性の法律上・事実上の平等の実現への配慮と障害者の被る不利益の除去のための措置を講じることを定めたこと（8条3・4項），⑥児童・青少年の傷つけられることのない権利および発展を求める権利を採用したこと（11条），⑦貧困者が扶助，介護および人間の尊厳に不可欠な資金を請求することができるとしたこと（12条），⑧ストライキ権が，条件を付して明文化されたこと（28条3・4項），⑨新たに「社会目的」と題する，連邦と邦に社会保障・健康・労働・住宅および教育の分野における政策の方向づけをした条項が設けられたこと（41条），⑩連邦と邦の協働関係が新たに強調され，また地方自治（ゲマインデの自治）の保障が明文化されたこと（44条以下および50条），⑪邦間の領域変更の手続が国民と邦の過半数を要求しない形に簡略化されたこと（53条3項），⑫連邦および邦は国際法上の義務を遵守すべきで，拘束力ある国際法は憲法改正の限界となることを明記したこと（193条4項，194条2項），などであり，重要なものが含まれていることに留意しておきたい。

加えて，わが国憲法の観点からすれば，次の点にも関心が向く。まず，その「基本権」概念の「基本的人権」との隔たりの大きさであるが，基本権の核心的内容は不可侵であるとしつつ，核心ならざる部分については法律を根拠として制限されうることを，憲法自身が明認している（36条）。また，社会「権」の導入を此度も拒否し，「社会目的」（41条）については，それを国家への給付請求権を導き出す根拠とすることができないとしている（41条4項）。総じて，政策大綱ないし国家の行動計画を示す多数の規定を具え，その点で現代性を際立たせている憲法であるといえる。なお，「女性連邦大統領および男性連邦大統領」といった，フェミニズム的文言（176条。他にも多数）もまた，目を引くものである。

## 2 注目された改正点

憲法全面改正は，当初からの自己限定をもつものであるとはいえ，その内容に上記のような重要な要素を含んでいた。それは，わが国にとっても，本来は相当に注目してよいものであったように思われる。ただ，わが国の，管見した限りでの新聞報道（いずれも1999年4月19日付夕刊）は，やや驚きを禁じえないものであった。いわく，「スイス，金準備廃止／売却益はナチス犠牲者らに／憲法改正へ」（毎日）、「金本位制の廃止を承認／スイス国民投票」（朝日）／「『金本位制』廃止を承認」（中日〔共同配信〕）と。つまり，各紙とも，スイスの「金本位制」（旧連邦憲法39条7項「発行された銀行券は，

金および短期の担保物によって保障されていなければならない。」) の廃止に着目したのである(上のうち、「毎日」は、金本位制廃止の他に、平等原則が「国民」から「人」に改まり〔8条1項〕、また障害者の平等が盛り込まれた〔同条2項〕ことにもふれている)<sup>12)</sup>。このことは、スイス憲法を、なおもいさか時代遅れのユニークな小国の憲法という角度からしかとらえないわが国の報道姿勢を示すものといえよう。

スイスの報道は、チューリッヒで刊行されている *Tages-Anzeiger*(Fernausgabe, 20. April 1999)に限るが、その第1面に掲載の Bruno Vanoni の「新憲法を求める国民部分が恐る恐る国民全部に不意打ちを浴びせた」とする署名記事は、次の点にアクセントを置いて改憲を伝えた。まず第1に、新憲法は、ギリギリの多数で承認されたもので、とりわけ少なくない邦がこれに懐疑的なことである。第2に、これと関連して、改憲反対キャンペーンがナショナリズムと伝統主義の立場からなされ、とくに、外国人への投票権付与はEG加盟をもたらすことになるとして反対し、それが相当の支持を得たことである。中でも、チューリッヒの SVP は、SVP 中央は連邦の政権与党でありながら、UNO・EG 加盟に公然と反対してきたプロッハ (Blocher) 国民院議員の指導下で改憲阻止の先頭に立ち、この運動の浸透によって都市住民の多い邦であるにもかかわらずチューリッヒでは賛成は 62% という僅差の勝利にとどまったことに注目している。この右翼政党の進出は、国民の権利が伝統的家族像をめぐる人々の不安をつかんだものとみるのである。

それ以外にも、第3に、ギリギリの採択となった反面の要素として、連邦参事会が有権者に提供する情報が不足し、かつ賛成派の政党が十分な戦いをしなかったため、多数の市民は古い処方箋に頼って現行連邦憲法への賛否を決めざるをえなくなったことが挙げられるとする。そして、第4に、かつて分離同盟戦争において分離同盟の側に属し、その後も連邦の方針に反対の基本姿勢を維持してきた諸邦が、此度はことごとく賛成にまわり、それによって、この戦争の遺産であった「分割線」が決定的に克服されたこと、同時にそれに代って、国際化状況に自らを開こうとしないスイスという「特例」を主張する反対派の立場が刻印されたことである(「分離同盟から“特例”へ」《vom Sonderbund zum Sonderfall》)。加えて第5に、今回の改正事項には議会にかかるものが多くあり、聖職者への国民院議員適格性の付与、副議長職の増員、臨時会開催要求条件の緩和などがそれであり、また、議会は新憲法を受けて、ストライキ制限条件の具体化、多言語邦支担措置、障害者の平等待遇等々を早急に手がけなければならない、と指摘している。以上の、同紙記事に掲げられた諸点は、スイスでは新憲法につき何が注目されたかを知る縁とはなりえよう。

### 3 新しい憲法のすがた

新連邦憲法の編成を、旧憲法<sup>13)</sup>と比較して明らかにしておこう。

旧、つまり 1874 年憲法は、1 個の前文と 123 か条の本文から成り立ち、それに経過規定が付加されている。前文は、「全能の神の名」を引き合いに出して、憲法が「誓約者の構成する同盟を鞏固にし、スイス国家の統一、力能および名誉を維持し、かつ増進することを目指して」創出されたことを書き留めている。本文は、次の 3 つの章に分かれている。

第 1 章「通則」は、公的生活の様々な領域にかんする規範を含んでいるが、連邦と邦の間の権限分配、自由権カタログの形式における国家と個人の関係が主要な内容をなしている。連邦には、年の経過とともに多数の権限が個別的に、憲法部分改正の形式をとおして分配されてきたため、憲法には、《bis》《ter》などラテン語表示をもつ挿入条文が多数みられる。それらは、1874 年以来憲法が豊富な内容のものへと不斷の形成を遂げてきたことの証明ともなっている。なお、自由権については、自由に組織された社会においてはいずれの個人も自己のために絶対的自由を主張することはできないという法秩序にもとづく誓約がつねに妥当する、とされている。「連邦官庁」にかんする第 2 章の主要条項は、国民院 (Nationalrat)・全邦院 (Ständerat) より成る連邦議会、執行官庁である連邦参事会 (Bundesrat) および連邦裁判所にかんするものである。さらに、議会と参事会の接着役として、連邦官房 (Bundeskanzlei) が設けられている。そして、最後の第 3 章「連邦憲法の改正」が全面改正 (Totalrevision) と部分改正 (Parteirevision) とのそれぞれについての手続を定めている。——このような旧憲法が、体裁の上で、体系性をそこなった、俯瞰のしにくいものとなっていたことは、誰しも否定しえないところであった。

これに対して、此度の新連邦憲法は、先にも述べたとおり内容全体を一新するものではなかったが、その編成は、従来と同様に「全能の神の名において！」から書き起こしつつ、新たに「将来世代への責任」に言及した前文と、196 か条にわたる本文（その最終条文は経過規定である）とで形造られている。本文は、「総則」、「基本権、市民権および社会目的」、「連邦、邦および自治体」、「国民および邦」、「連邦官庁」ならびに「連邦憲法の改正および経過規定」の 6 編構成であり、旧憲法と比べ、一見して体系性のある、見易いものとなっている。

第 1 編「総則」は、連邦構成各邦のリスト、連邦の目的、邦の自主性、国語を独・仏・伊語のほかレートロマン語とすること、法治国家原則、自己責任原則などを簡潔に定める。第 2 編「基本権、市民権および社会目的」では、基本権、市民権および政治的権利のカタログを掲げるほか、「社会目的」と名付ける社会保障を中心とした施策の原則を定めるが、それが社会「権」でない旨を、とりたてて明記している。第 3 編「連邦、邦および自治体」では、連邦と邦との関係、とくにその間の権限分割を詳細に定めるほか、財政秩序の原則を示し、さらに地方自治を初めて明文上保障している。第 4 編「国民および邦」は、主にイニシアティブおよびレヴァンダムの手続きにつ

いて定めたものである。あわせて、政党条項も登場している。第5編「連邦官庁」では、連邦議会、連邦参事会と連邦行政および連邦裁判所について規定の整理がおこなわれた。そして、第6編「連邦憲法の改正および経過規定」で、憲法改正の原則・手続にかんして定められ、また、限定された目的のために設けられたものでありながら極めて大部な経過規定が付されている。

このような新編成によって、スイス連邦憲法には、明瞭に体系上の改善が加えられた。とはいえ、わが国の観点からすれば、それは詳細にすぎ、とりわけ経過規定は、それを一読した人は誰しも一驚を禁じえまいと思われるほどの長大かつ煩瑣なものとなっている。しかし、スイス憲法が、経過規定は別にしても本文それ自体が詳細、したがって大部であることについては、次の2点の留意が必要であろう。ひとつは、連邦制国家の憲法のあり方にかかわるものであるが、連邦制は、連邦が、基本的に主権国家である邦の本来の権限事項のうち個々のものを委任されて統治に携わるというしくみであるから、その個別の委任は当然に憲法上の根拠を必要とする。その場合、合衆国のごとく、憲法が権限分割の主要事項のみを定めて満足する場合には、憲法典は簡潔なもので済むが（1977年の「専門家委員会草案」は、この方向を目指したものと思われる）、スイスのような、その一々について登録せずにはおかしいタイプの憲法典は、必然的に微に入り細を穿つものとなる。もうひとつは、スイスのイニシアティブ制度特有の事情にかかわるが、連邦政治での国民の発案は、連邦憲法の改正に限定されていて、法律イニシアティブが採用されていない。そのため、法律制定・改正によっても果たされうるような事項までも、憲法改正のチャンネルで実現がはかられることとなり、そのことも、憲法典を繁雑なものとする要因となっているのである。

### III 新憲法がもたらすもの

#### 1 開かれたスイスのためのそなえ

スイス新憲法は、これまでにも言及したとおり、スイスが、今日の世界、とくにヨーロッパに対してどのような、ないしどの程度に開かれた姿勢をとるかというテーマとの格闘をとおして、しかしそれに決着を付けないままに制定をみているように思われる。すなわち、開かれたスイス、とりわけEG・UNOへの加盟に踏み切るには、政府の積極姿勢と、国民と邦の懐疑的反応が長期にわたって対立してきたわけである。しかし、こうした逡巡も、このテーマがスイスの原理というべきもの、つまり、独立と中立、連邦制と邦の主権、イニシアティブ・レファレンダム制度および議会と政府の関係、という基本問題<sup>14)</sup>にことごとくかかわるものであるところからすれば、むしろ当然といえる。ここは、これら主要問題に本格的検討を加える場ではないので、新連邦憲法の中に含まれている、EGやUNOへの加盟に向かうための、規範上の環境づく

りとみるべきものにかんして、若干の注目をしておくにとどめたい。

まず、法の前の平等の主体が、従来の「スイス人」（4条1項）から「人」（8条1項）に改められた。（ただし、選挙およびイニシアティブ・レファレンダムの権利については、「スイス人」条項〔旧74条1・2項〕が維持されている〔136条〕）。また、難民の強制送還されることのない権利（25条2項）も定められた。そして、国際法の強行規定は憲法改正によって（部分改正はもちろん全面改正によっても）侵害されないと、従来は慣習法であったものを明文化し（193条4項、194条2項），さらに、国際法が、連邦裁判所をふくむ連邦官庁の活動を拘束する基準とされることを明記したこと（191条）も、このテーマとの関連で重要であると思われる。

なお、違憲審査制をめぐっては、憲法裁判権の対象を、従来、邦法律にとどまっていたものを連邦法律にまで拡大するか否か注目されたところであるが、そこに踏み切ってはいない。もっとも、96年改正案（C草案）には連邦法律および一般拘束的連邦決議の憲法および国際法適合性審査の制度が提案されていた（178条）が、それも、1999年の司法改革法案では削除され、かえって連邦法律が連邦裁判所の裁判を拘束する旨が明記されていた（190条）。なおまた、国際機構への加盟や国際条約に対するレファレンダムにかんしても、その要件は変更されていない（140条、141条）。

## 2 有力団体・政党の統治過程への錨着

現代スイスの国家意思の実質的形成者は、とりわけ経済界における巨大団体、いわゆる「組織された経済的力能」であることは否定できないところであろう。そして、これを政治に直結する役割を、政党・圧力団体が果たしている。ひとつの実証的研究<sup>15)</sup>によれば、スイスでは1000人余りのエリートが重畳的・結合的に「権力塊」となり、これが政治、軍、経済、社会組織の関係網を形成している、とされる。したがって、この点で、スイス政治の一原則である合意民主主義も、大企業などとその団体、および、それらの代弁をする政党・圧力団体のレベルでの「合意」調達制度にすぎないものであって、3分の2の有権者が投票のテーマ自体に関心を寄せない状況にもつながっているといわざるをえない（今回の全面改憲の投票率35.3%は、近年の多くの選挙・投票で共通してみられる現象である）。

こうした現状を立法過程において制度化したものが、「意見聴取手続」（事前聴取手続、議会前手続）といわれるものである。すなわち、連邦の法律制定の際に、議会が立法手続に入るに先立って、社会経済団体、政党、邦などの意見を聴取するしくみである。これは、連邦の国家意思形成への中間諸団体の参加を公的に保障する制度であるが、巨大経済諸力による民主政の篡奪に仕えるという病理現象を呈しているのである。

これにつき、旧憲法は、いくつかの個別的関連規定を置いていた（32条3項、34条の5第5項、34条の6第5項など）。今般、これを一般化して、「意見聴取手続」の条文見

出しをもつ 147 条（「邦、政党および利益団体は、重要な法令およびその他多大の影響力をもつ計画ならびに重要な国際条約が準備される際には、意見を聴取される機会を得る。」）を設けた。同時に、「訓令の禁止」を 161 条で定めて（第 1 項「連邦議会議員は、いかなる指令も受けことなく投票する。」，第 2 項「連邦議会議員は、利益〔団体による拘束〕から自由である。」），一定の制約を加えることをはかっている。なお、この定め方は、1977 年の専門家委員会草案が、「邦、政党ならびに問題毎に利害関係を有する諸団体・諸組織およびその他の単位は、立法準備の際に、目的に適した方法で、審問の機会を与えられる。」（69 条 1 項），「連邦議会議員は、利益団体に対して義務を負い、また、その他、自己の政治的独立性を侵害される可能性のあるような関係をもっている場合、これを公開しなければならない。」（79 条 2 項）としていたのと同じ系譜に連なるものである。

このように、社会の巨大諸力を、公的に、統治過程に憲法上錨着させることは、国民が「公民」性を失い、国家に給付を請求するだけの「顧客」に墮している現状、いわゆる「公共性の構造転換」（ユルゲン＝ハーバーマス）を、訓令禁止の歯止めをかけつつではあれ追認するという、緊張感のある選択をしたことを意味するが、イス民主政の原理に即した公共性の回復が、ますます重い課題となつたようと思われる。

### 3 「エコロジー憲法」への展望

イス憲法改正のもたらした特徴点の 1 つ、私見では最も重要な特徴と思われるものは、新憲法が「エコロジー憲法」としてのメルクマールをしっかりと具えている点である。それは、とくに、「将来世代の権利」，「被造物の尊厳」，「[生態系・生物圏の]持続的発展」などを、憲法上の概念としてとり入れたところによく示されている。

すなわち、前文において、「被造物 (Schöpfung) に対する責任」および「将来世代に対する共同の成果と責任」を謳い、また、連邦の国家目的（2 条）として、国土の「持続的 (nachhaltig) 発展」（2 項）、また、「自然的生存基盤の永続的 (dauernhaft) 保全」（4 項）を掲げた上で、その後の多数の規定の中でこれを具体化している（「持続性」の条文見出しほもつ 73 条、「環境保護」の 74 条、さらに、75～80 条、84 条 1 項、104 条 3 項 a・b 号、とくに、「被造物への責任」を体現して「人間の領域における生殖医療および遺伝子技術」と「人間以外の領域における遺伝子技術」とを具体化した 119 条と 120 条など）。

これらの概念は、もとより、今般の改正によってにわかに登場したものではない。1980 年のアールガウ邦憲法において、「被造物の尊厳」の概念が、「学術の教授および研究ならびに芸術活動は自由である。教授および研究は被造物の尊厳を尊重しなければならない」（14 条）という文脈で用いられたのが実定憲法上の最初の実例とされる。その後、1987 年に、生殖医療・遺伝子技術の濫用に反対する、いわゆるベオバハター・イニシアティブが出され、長期間の検討を経て強化された提案となり、それが、1992 年の国民投票による部分改正として憲法典に挿入された（24 条の 9）。それを、今回の

全面改正でも上記の 119 条・120 条として維持されたのである。なお、全面改正作業の過程で出された民間憲法草案のひとつである 1984 年の A・ケルツと P・ミュラー私案が、「将来世代のためにも健康で生命の尊厳に値する環境を保全する責任を自覚して憲法を制定する(前文)との規定を含んでいたことも、大きな注目を集めたものであった<sup>16)</sup>。

こうした「将来世代の権利」が法概念として登場したのは例外的であり、憲法史上はこれまでに 3 度みとめられるとされる。すなわち、近代初期(ヴァージニア権利章典、合衆国憲法、ジロンド憲法草案等)、第 2 次世界大戦後の核時代到来期(国際連合憲章、および、ほかならぬ日本国憲法)、そして、現在の地球規模の環境破壊期である<sup>17)</sup>。なお、日本国憲法が、「われらの子孫」(前文)や「将来の国民」(11 条、97 条)を掲げて恒久平和と国民主権および基本的人権を人類普遍の原理として保障していることは、もっと注目されてよい。こうした「将来世代の権利」概念は、世代間の公正という新しい平等観を意味し、またしたがって生物圏ないし生態系の「永続可能な発展」(sustainable development) のための政治経済制度の創出を不可欠のものとして要求するのであって、それは、国制の姿としては、生態系の中に人間社会を位置づけた憲法、いわゆる「エコロジー憲法」に結実することになろう<sup>18)</sup>。

「将来世代の権利」の概念は、もちろん、未だ十分に成熟したものではなく、むしろ多くの検討課題を蔵している。すなわち、まず、この概念の機能の両面性、つまり、人権を時間軸で垂直的に拡張する役割を果たすと同時に、将来世代と自然に対する責任あるいは義務が、個人の自由への新たな内在的制約原理として働くことである。また、享有主体の拡張が、自然の固有価値性、ひいては自然や動物の「権利」の承認にまで推し進められた場合、人間の尊厳の概念にかかわる未解決の深刻な問題に直面し、「人権」は、その存在根拠自体を問わされることになる<sup>19)</sup>。——こうした根本問題を孕みつつも、スイス新憲法は、新しい時代の憲法への意欲的・挑戦的な展望を示したものといえよう。

### むすびにかえて——右翼政党進出の共通現象

憲法全面改正国民投票の後に、スイスで最も注目されたものは、10 月 24 日(1999 年)の総選挙におけるスイス人民党(SVP)の躍進である。同党は国民院における議席を、従来の 29 から 44 に増やして第 2 党に進出した<sup>20)</sup>。先にもふれたところであるが、SVP は、UNO 加盟や EG 協力強化に反対し、また難民受け入れの抑制など外国人排斥を唱え、改憲国民投票およびその後の総選挙でもこの立場を公然と表明した。そのために、これまで極右勢力に流れていた票も糾合したとされる。同党の第 2 党への進出は、スイス統治システムに特有の「魔法の公式」(Zauberformel)，つまり 7 名の閣

僚を大政党間に固定的に配分する方式（FDP・SP・CVP 各 2, SVP 1）に揺らぎを兆せるものであったが、この方式自体は維持された。

この右翼政党の躍進状況は、オーストリアでもみられ、極右 FDP が伸長してバイダー党首が連立政権に入閣した。同党首はしばしばナチスを評価するような発言をしてきた人物であるだけに、EG 各国は、オーストリアに外交制裁を課すなど警戒心を募らせている。スイスの状況も、こうした角度から国際社会の注視を受けているといえる。——これらの今日的情勢を視野に入れて、スイス新憲法の果たしうる役割について検討をより深めることを今後の課題としたい。

### 註

- 1) Robert SCHNEEBELI, Switzerland in europe — a cofederation and a union, in: Switzerland — inside out, Zurich 1998, p. 73.
- 2) リチャード・ジップル南山大学ヨーロッパ研究センター長（本誌創刊当時）の「『ヨーロッパ研究センター報』発刊に当たって」より（創刊号〔1995年〕1頁）。
- 3) 同上。
- 4) この旧 25 条の 2 は、1893 年 8 月 20 日の国民投票により採択された、「出血前に麻痺させることなく動物を殺すことは、一切の屠殺方法および一切の種類の家畜について例外なくこれを禁止する。」との規定で、1973 年 12 月 2 日の国民投票で改正（削除）されている。わが国では、これを形式的意味の憲法でしかない単純な動物愛護規定として扱う仕方がしばしばみられたのであるが、実のところ、この規定が禁止の対象としていたのは何よりユダヤ教徒の慣行であり、それゆえそれは宗教行為の自由（50 条）と緊張関係に立つものであった。つまり、スイスでは、実質的意味の憲法としての性格を、その歴史と当時の社会において厳しく担っていた規定であったといわなければならないのである。
- 5) 本稿執筆の機縁は、2000 年 3 月 4 日に日本女子大学（東京）において開催されたシンポジウム『現代スイスを問う』において、パネラーの 1 人としての報告（「スイス新連邦憲法はいかにしてもたらされ、何をもたらしたか」）の機会を得たことにあり、本稿の内容は、多くその報告に即している。なお、このシンポジウムの記録は、その概要が『刀水』3 号（2000 年 5 月 13 日、1~50 頁）に掲載されている。
- 6) 詳細は、さしあたり、私の『現代スイス憲法』（法律文化社・1989 年）第 1 部第 1 章への参照を請う。
- 7) この経過については、註 6 の拙著のほか、拙稿「スイス連邦」樋口陽一=吉田善明編『解説 世界憲法集〔第 4 版〕』（三省堂・近刊予定）所収、でやや詳細に述べている。
- 8) vgl.<http://www.verfassungsentwurf.ch/VEDocs/verf94i2.htm>. これら資料提供については、長崎総合科学大学前原清隆教授に感謝したい。
- 9) このスイス政治社会の病理現象を実証的に分析した書物に、Hans TSCHÄNI, Wer regiert die Schweiz? Eine kritische Untersuchung über die Einfluß von Lobby und Verbänden in der schweizerischen Demokratie. 2. Aufl., Zürich 1983（邦訳として、ハンス・チエニ著=小林 武訳『現代民主政の統治者——スイス政治制度とロビイストたち』〔信山社・1999 年〕）がある。

ヨーロッパにおけるスイス新連邦憲法の誕生の意義：管見

- 10) *Tages-Anzeiger* (Fernausgabe) 1999年4月20日付。
- 11) vgl. <http://www.newswindow.ch/hpf-abst.html>.
- 12) あまつさえ、「共同」の配信は、憲法の「一部改正」が採択されたとしており、これは、スイス連邦憲法における「全面」改正・「部分」改正の峻別に留意しない不正確な報道である。
- 13) 旧憲法の編成については、参照、Schweizerische Bundeskanzlei (hrsg.), *Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft vom 29. Mai 1874* (逐年刊)。
- 14) これにかんしては、註5のシンポジウムにおいて、関根照彦報告「ヨーロッパ統合とスイス」が詳しくふれた。
- 15) 註9のチャニ著（小林訳）。先の「組織された経済的能力」も、同書が多用する表現である。
- 16) 参照、前原清隆「ドイツ語圏のエコロジー憲法構想の動向」平和文化研究22集（1999年）62頁以下。
- 17) 参照、前原「未来の世代と憲法」長崎総合科学大学・長崎平和文化研究所編『ナガサキの平和学』（八朔社・1996年）49頁。
- 18) 参照、前原・前掲論文（註16）49頁。
- 19) 同上75頁参照。
- 20) *Tages-Anzeiger* (Fernausgabe) 1999年11月2日付による。